

令和5年第6回久万高原町議会定例会

令和5年12月12日

○議事日程

令和5年12月12日午前9時31分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番 熊代祐己

2番 高橋末廣

3番 光田優

4番 田村昭子

5番 瀧野志

6番 西山清一

7番 阪本雅彦

8番 大原貴明

9番 高橋誠

10番 大野良子

11番 森博

12番 岡部史夫

13番 玉井春鬼

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 佐藤理昭

教育長 小野敏信

総務課長 木下勝也

住民課長 沖中敬史

保健福祉課長 西森建次

環境整備課長 辻本元一

ふるさと創生課長 渡部定明

建設課長 猪上浩明

林業戦略課長 小野哲也

まちづくり営業課長	高 木 勉	農 業 戦 略 課 長	菅 和 幸
会 計 管 理 者	藤 岡 和 雄	病 院 事 業 等 統 括 事 務 長	西 村 哲 也
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 川 茂 俊	消 防 本 部 消 防 長	大 野 秋 義
代 表 監 査 委 員	菅 洋 志		

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局 (朝 礼)

議 長 皆さん、改めておはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

師走を迎え、町内には日増しに冬の便りを感じる季節となりましたが、本町におきましても、ここ数年来、新型コロナの感染予防と行動制限に悩まさせておりましたが、その不安から徐々に解放されつつあります。

しかしながら、原油や円安による輸入物価の高騰など続いており、依然として先行き不透明な不安を抱えています。

さて、本日より12月定例議会でございます。上程される議案の中には、物価高騰による町民の不安をやわらげるための提案も、様々あると伺っておりますが、一つ一つの議案を丁寧に審査し、疑問をただし、理解を深めるとともに、町民福祉の向上のために、この12月定例会が今まで以上に、活発な議論の場となり、町民の負託に応えられることを願ひまして、御挨拶といたします。

議 長 本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第6回久万高原町議会定例会を開会します。 (午前9時31分)

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番瀧野志議員、6番西山清一議員を指名します。

議 長 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月22日までの11日間に決定いたしました。

議長 日程第3、「諸般の報告」を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告いたします。
これで諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、「行政報告」を行います。
町長より行政報告の申出がありましたので、行政報告と、併せて招集の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 本日は、第6回の久万高原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年末を控え御繁忙の中を万障お繰り合わせ、全員の御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本年も余すところ20日を切りましたが、振り返りますと、約3年間にわたり、国内に大きな影響を与えました新型コロナウイルス感染症も、本年5月に5類に移行され、感染防止対策は行いつつも、アフターコロナという形で、平常を取り戻しつつあります。

本町においても、様々な地域、行政活動が再開をされ、夏の納涼まつり、秋の林業まつりなどの各種イベントも、コロナ前のように大勢の方に御参加いただき、盛大に行うことができました。

議員各位におかれましては、これら多くの行事に御支援、御協力を賜りましたこと、改めてお礼を申し上げます。

いよいよこれから冬本番となってまいります、昨年の豪雪災害を教訓とし

て、除雪対策、弱者支援など、町民の安全・安心のため、気を引き締めて対応をしてみたいと考えます。

それでは、9月定例会以降の町の動きについて、概要を御報告いたします。

まずは、待ち望んでおりました国道440号の小村トンネルは、10月12日に、工事関係者により安全祈願祭が執り行われ、本格的な工事着手となりました。全長422メートルのトンネル完成により、快適で、安全・安心な車両の通行が期待でき、令和8年度中の供用開始が待たれます。工事も順調に推移していると聞き及んでおります。

次に、10月15日、農業公園アグリピアにおいて、久万高原秋の収穫祭を開催いたしました。当日は、時折、雨模様となりましたが、この時期としては暖かな天候となり、新米のすくいどり、ピーマンの袋詰め、餅つき体験等に、会場は大変盛り上がりました。お越しいただいた1,000人を優に超える来場者に、終盤は品切れのブースも出るなど、本町の農産物や加工品の人気を再確認した1日となりました。

今後も、様々な機会を捉え、本町の農産物の魅力を伝えてまいりたいと思います。

次に、10月18日、国の名勝である面河溪に整備を進めてまいりました、面河溪自然環境保全活用交流拠点施設が完成し、公募により、名称を「清流面河」として、オープニングセレモニーを開催しました。

この施設は、貴重な自然資源を維持・保全し、活用していくための普及・啓発拠点や、町内外から訪れる観光客の休憩・避難施設として、自然教育の機会や癒しの場を提供してまいります。

10月21、22日の両日には、久万公園をメイン会場に、久万林業まつりを開催いたしました。天候にも恵まれ、1万2,000人を超える来場者に、会場はにぎわいました。

おまつり広場では、演歌歌手やものまね芸人による歌謡ショー、本町出身で愛媛住みます芸人の、もりすけさんたちの、よしもと爆笑お笑いライブなどが行われ、会場は笑いと歓声に包まれました。

また、野菜や果物、地域特産品等の販売ブースには、たくさんの地元商品が並び、木工教室、木のおもちゃに触れる木育キャラバンでは、多くの家族連れ

の皆様にも、木に触れる体験を楽しんでいただきました。今後も内容を充実し、林業の町久万高原町にふさわしい、地域に元気をもたらすイベントにしてまいりたいと思います。

10月29日、30日の2日間、ねんりんピック、グラウンドゴルフ交流大会を、久万高原町ラグビー場で開催し、全国から参加した369名の選手たちが熱戦を繰り広げました。

当日は2日間とも天候にも恵まれ、60歳を超える選手の皆さんの若々しく、はつらつと、和やかな中にも、終始熱心にプレーをする姿が見られました。

また、場外に設置をしました健康づくり教室、おもてなしコーナー、地元特産品などを販売する売店には、選手を含め、大会関係者、一般観覧者など、多くの方でにぎわい、無事大会を終えることができました。

県外からお越しの方からは、「久万高原町は素晴らしいところだったと、みんなに伝えます。」との言葉を頂きました。

次に、11月19日に、町内全域で1,000人以上が参加をし、総合防災訓練を実施しました。本年は、訓練を2部構成とし、第1部では、自主防災会を主体とした避難訓練や、安否確認訓練などを、第2部では、各地域に設置をしている防災資機材の点検や、使用方法などの確認を行いました。

また、今回は、高齢者福祉施設や医療施設で、地元の消防団も参加をし、実際の災害を想定した救出、搬送訓練などを実施しました。今後も、いつ発生するか分からない災害に備え、こうした訓練に積極的に取り組んでまいります。

最後に、12月2日、産業文化会館において、「思いやる心で、ともに生きる」をテーマとし、4年ぶりの通常開催となる、人権啓発フェスティバルを実施いたしました。

当日は、本町出身のフリーアナウンサー、寺岡 凜さんの総合司会のもと、町内の小中学校・高校の児童・生徒の皆さんによる人権メッセージ・作文発表や、実践活動報告、劇団くまっこによる人権啓発劇の公演があり、人権問題の課題解決に向け、充実した内容となりました。

続きまして、今議会に提案する議案でございますが、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分報告が1件、条例の一部改正に関する議案が3件、令和5年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算に関する議案が9件、

久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更についての議案が1件、財産の無償貸付についての議案が1件、愛媛県市町総合事務組合格約の変更についての議案が1件、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についての議案が1件。

以上、議案16件、報告1件、合計17件でございます。

そのうちの、今議会に提出いたします補正予算案について、説明をいたします。

令和5年度12月補正予算額は、一般会計と5つの特別会計、及び3つの事業会計を合わせ、総額2億218万7,000円の増額補正で、12月補正後の累計予算額は160億3,409万8,000円となり、前年度同期の比較で1.7%の減額となっております。

このうち、一般会計の補正予算額は2億5,292万1,000円の増額補正で、累計予算額は98億3,876万3,000円となり、前年度同期比較で3%の減額となっております。

主なものは、令和5年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨や、8月の台風6号により被害を受けた林道・農地・河川・町道等の災害復旧費として、1億9,677万7,000円を、新規就農担い手育成を目的とする、担い手対策機械施設整備資金貸付金として、1,800万円、林道の舗装修繕等を行う林道路面整備・崩土除去作業業務委託料、1,500万円などを計上しております。

また、原油価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援として、原油高騰事業者経営支援事業補助金など、1,250万円を計上しました。

なお、事業の延期や事業量の減少に伴い、病院事業会計繰出金を1,870万円、林業経営支援事業補助金を1,200万円、それぞれ減額しております。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険診療所事業特別会計など、2つの特別会計で10万1,000円を増額し、後期高齢者医療保険事業特別会計など、2つの特別会計で464万3,000円を減額する補正予算となっております。

また、事業会計につきましては、病院事業会計の収益的収入及び支出の予定額を2,645万7,000円を、病院会計事業の支出の予定額を増額し、資

本的支出の予定額を7,850万円減額してございます。

簡易水道事業会計の収益的収入及び支出の予定額を、478万円増額、下水道事業会計で、収益的収入及び支出の予定額を17万1,000円増額する予算となっております。

いずれも、十分な御審議を賜わり、適切な決定をいただきますようお願いし、行政報告並びに招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長

日程第5、「一般質問」を行います。

質問時間は20分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をお願いします。

また、理事者答弁も、簡素で、的確な答弁をお願いしたいと思います。

通告により、発言を許します。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

議席番号8番、大原貴明です。通告に従い、質問いたします。

障害者福祉のうち、聴覚並びに音声言語に障害を持たれている方の福祉について、お伺いをいたします。

まず、一般的に、聾者とは、乳幼児期以前の音声言語を獲得する前に聴力をなくした方のことを言いますが、正しくは、聴力障害者や、耳や言葉の不自由な人などと言います。

このような方々が、他者とコミュニケーションをとるには、話し手の唇の動きや表情などから、話の内容を推測して読み取る読話と、訓練により、音声で話せるようになる、発語を用いる口話、または手話や筆談などによります。

このような方々のために、久万高原町では、意思疎通支援事業として、手話通訳者の派遣や、要約筆記者派遣事業を行っておりますが、通訳登録者数と、それぞれの派遣件数につきまして、どのような状況でしょうか。

併せて、聾者とのコミュニケーションを支援するための手話奉仕員や、要約筆記者奉仕員を養成する研修事業を計画されていると思いますが、それぞれの人

数や現状について、お伺いをいたします。

音声言語による意思疎通が困難な方への、福祉や支援の方針につきまして、町の全般的な考えをお伺いいたします。

議長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 8番、大原貴明議員の質問にお答えします。

まず、お尋ねがあった手話通訳登録者及び派遣事業につきましては、本年度の実績はいずれもありませんが、過去には、派遣事業の活用が平成26年に6回、平成27年度に3回ありました。

手話奉仕員養成研修事業につきましては、平成25年4月1日に、近隣の5市町で協定を結び、養成研修を、毎年、松山市で実施をしております。本町からは、平成26年から30年の5年間に、それぞれ1名の方が受講いたしておりますが、最近5年間では、受講希望者がいない状況にあります。

本事業については、手話の基礎から学ぶことができることから、今後も引き続き、事業の紹介に努め、手話の理解者を一人でも多く増やすことができるように努めてまいりたいと思います。

音声言語による意思疎通が困難な方への福祉や支援につきましては、ふだんの生活の中で、支障となっていることについて、十分、支援ができるよう、サービスの紹介や提供に努めるとともに、災害時などにあっても、危険の察知や避難などが、迅速かつ適切に行えるよう、対策を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長 大原議員、よろしいでしょうか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 ただいま頂きました答弁と、そして久万高原町障害福祉計画を策定されていると思いますけれども、その中にも記載されていますけれども、本町において、手話通訳者、そして要約筆記者の派遣事業、最近はゼロということであり、奉仕員の実績も、令和元年以降ゼロ人ということでした。

見方を変えれば、ちょっと悪い言い方をしますけれども、派遣事業の実績がゼロであるから、奉仕員を要請することについて、町はしっかりと対応できていないんじゃないかなというふうにも思います。

ここでお伺いをするんですけれども、このような支援を必要とされる方が、町にいらっしゃるのかどうか。ここは把握するために、久万高原町における聾者の人数は把握された上で、計画策定がなされているのか、お伺いします。

把握されているのであれば、その人数について伺います。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 大原議員の質問にお答えします。

聾者とは、音声言語を獲得する前に出症した人が多いとされていますが、本町において、身体障害者手帳を所持されている方のうち、聾者の人数につきましては、話し声や周囲の物音を聞く能力に何らかの障害が生じ、聞こえない、または非常に聞こえにくい聴覚機能障害を持たれた方が42名、また、のどや発声筋などの音声を発する器官に障害があるため、音声や発音、話し方に障害がある音声機能障害者の方が1名となっております。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 今回、聾者の福祉について取り上げましたのは、この夏に町内在住の聾者の御家族とお話をしたことがきっかけでした。

当事者とも手話を交えて、私、手話できませんけれども、御家族の方を交えてお話をしたんですけれども。

当事者は未成年の方で、昨年まで松山聾学校に通学をされておりました。現

在は、県外の事業所に就労をされていますけれども、いずれ久万高原町に戻って働きたいなという希望を持たれています。

来年4月から、従業員40人以上の事業所における障害者の法定雇用率、こちら2.4%に引き上げられます。全体として、障害者の就労機会は増えることになると思うんですけども、町内では、その職場や職種が限られてしまうので、なかなか難しいのかなというふうにおっしゃっておられました。

これに限らず、もし就職をしたとしても、障害者の全体の離職率は非常に高い傾向にあるそうです。これについては、障害者についての、健常者側の理解がまだまだ足りないことが原因ではないのかなというふうにおっしゃっておられました。

今回取り上げています音声言語による意思疎通が困難なだけで、それ以外は健常者の方と変わらない。このような方々が社会にしっかりと関わって行って、そしてその能力をいかんなく発揮することができるようにするための施策が、現状ではまだまだ足りていないんじゃないのかなというふうに考えます。

これは、うちの町、久万高原町だけに限られたことではないと思うんですけども、現在、実施している意思疎通支援、手話通訳者の派遣であったり、要約筆記者の派遣事業、この事業だけで十分な支援だというふうに認識をされているのかどうか、お伺いをいたします。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 大原議員の質問にお答えします。

障害を持たれた方への支援とは、その方たちが普通に安心して暮らしていける社会の実現であり、ゆえに意思疎通の解決に向けての取組だけが支援ではなく、生活全般で支障となっている課題の解決が必要だと考えております。

中でも、生活の糧となる就業は、社会参加といった意味合いでも重要であり、町の取組といたしましては、町の障害者、地域総合支援協議会の中にある専門部会におきまして、町内事業者で障害者雇用が進むよう、関連制度の周知啓発に向けた検討を進めているところであります。

障害者雇用に関する適切な理解を広げ、定住といった面からも、障害を持た

れた方の町内就労が進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 聾者、こういう言い方をしますけれども、聾者の方ですよね。町内在住というふうに限らず、うちの町は県内でも有数の観光地等も抱えております。観光などで町を訪れてくださる方の中にも、聾者の方いらっしゃると思うんですけども、そういった方々と健常者、聞こえる側との意思疎通について、我々久万高原町民が、その理解を深めていけるような施策は、現在、何か実施をされておられるでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 大原議員の質問にお答えします。

本町では、人権教育を推進する中で、学習活動などを通じて、差別や偏見をなくす取組を進めているところであり、町民の皆様には、障害を持たれた方に対する適正な理解を、既に十分していただけているものと思っております。

なお、言語の発声に支障がある方のコミュニケーション手段や方法につきましては、その機会や頻度が高くなる方も多く、取組が十分とは考えておりませんが、先進自治体の事例なども参考にしながら、町の障害者地域総合支援協議会などとともに、適切な意思疎通の在り方の普及について、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 なかなか今、十分な施策はとられていないというふうに認識をされて、これからやっていこうかなというような答弁であったと思うんですけども、それでは、具体的にどんな施策を実施すればいいのかというのは、非常に難しいと

ころではあるんですけども、もちろん、現在実施されている意思疎通支援事業、さらなる普及啓発は必要だと思いますし、うちの町は、せっかく高速ブロードバンドも整備がされました。今、私らも使ってますけれども、タブレット端末などで使うことができる筆談アプリ、こういったものなんかも、結構、今、増えてきていると思いますので、こういった利用場所の提供を増やす、そういうITの力で課題解決を図る施策も、今後、考えていく必要があるのかなと思います。

これ、日常的に利用される方というのは、町内では少ないのかもしれませんが、ここで河野町長にお伺いしたいんですけども、河野町長は公約で、障害者に優しい、障害のある方に優しいまちづくり。そして、誰ひとり取り残さないというSDGsを意識したまちづくり、こちら公約で掲げていらっしゃいます。ぜひとも、そこは拡充を目指していただきたいと思います。

来年度からでも、目に見える形で、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、具体的に実行していただけるかどうか、お尋ねをいたします。

議長 (河野町長を指名)

町長 町の事業者や窓口では、ホワイトボードや、あるいは紙を使った筆談対応を想定しておりますが、議員から提案のございました筆談アプリ、非常に有効であると思います。

無料で使えるものもございますから、相手や状況によって、アナログと、それからデジタルを使い分けしていくことも必要であると考えております。

また、そういった取組、今日は提言もいただきましたから、全庁含めて、理解を含めていただくことも、併せて行う必要があると考えております。

ありがとうございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 ぜひとも拡充をしていただきたいと思います。

今までの、聞いた質問ですけども、これは現在、実施されている施策の拡

充であったり、そういったことについて、お伺いをしてきました。

しかしながら、実はここでひとつ疑問を感じております。

これら現状の施策というのは、我々、聞こえる側から見たもので考えられているんじゃないかなというふうに思っております。

実は私、今回の質問を行うにあたりまして、先日、県立松山聾学校を訪ねまして、お話を伺ってまいりました。

ここ少し長くなるんですけれども、現状を皆さんに御説明してから質問に移りたいと思いますので、少し御容赦を願いたいと思います。

そこで聞いた話なんですけれども、まず、聾者が他者とコミュニケーションをとるときに、御自身の意見や意思、それから感情、これを素早く、確実に伝達できる手段というのは、やはり手話だそうです。

筆談という手段もありますけれども、そもそも聾者というのは、音が何であるかを理解する前に聴力を失っている。例えば、花火がドーンといたりとか、車のエンジン音がブルブルであったりとか、それを聞く前に聴力を失っているから、それをまず、なかなか理解することが難しい。

それから、手話を日常的に使用する方というのは、手話の文法が、我々が話したりする文法と違うそうです。ですので、即座に理解することが困難な場合がある。特に長い文章による筆談では、意味が伝わらないことが、ままあるそうです。

そのとき、実際に聴覚に障害を持たれて、手話を使われていた先生が、このように表現されていたんですけれども。ある程度、英語を理解する日本人でも、長文の英文を読んだときに、何となく全体の意味は分かるんですけども、詳細の、どんなかなというところが即座に理解できない場合があるでしょう。それに近い感覚ですよ、というふうにおっしゃっておられました。

つまり、聾者にとって、手話というのは、私たち聞こえる側が、音声言語によって意思伝達するのと変わらない言語であるというふうに、当事者たちは認識をしているということです。

従って、聞こえない、聞こえにくい方の立場から見れば、手話を言語として社会全体、町が認識して、少しでもこれを利用できる、理解できる人が増えていってほしいなというふうに、期待したいというふうにおっしゃっておられま

した。

障害者基本法の第3条の3に、手話は言語であるというふうに明記はされているんですけども、聾者が手話を習得して、実際に自由に社会に参加していくようにしていく、そういったための具体的な法整備や施策というのは、実は今、存在していないそうです。

今回、いろいろ調査する中で知ったんですけども、こういう法律が、今、整備されていないため、聾学校では、現在のところ、我々が普通に学校で習う国語、算数、理科、そういった感じで、時間割の中で、手話という授業が、そもそも存在をしていないそうです。手話を言語として教える教科というものが、今、存在していないそうです。

例えば、生まれたときであつたりとかの検査、乳幼児期に聞こえない、聞こえにくいと判断した場合は、当然、医療機関へ行きますけれども、そのときに、医療的な情報提供はされますけれども、手話を獲得するための学習支援というもの、そもそもありません。

聾学校に入学した段階で、手話を全く身につけていないお子さんも、結構いらっしゃるそうです。そのようなお子さんは、学習支援という形で、放課後とか休み時間のカリキュラム外で、先生が自主的に教えるか、あるいは日常の友達同士で教えるしか、獲得ができないという現状だそうです。

当然、我々も、そういったことを学ぶ機会がないから、挨拶であつたりとか、そういったことすら理解できない。なんで筆談に頼らざるを得ない、我々は筆談するしかないというのが、現状になっています。

当事者団体に、全日本聾啞連盟というところがあります。これ、一昨日の愛媛新聞さんの記事にも、同じようなことが載っていました。私、非常にびっくりしたんですけども。たまたまなんですけど。

そこにも書いていましたけれども、手話言語法というのを、今、制定しようという動きが、全日本聾啞連盟を中心としてございます。

実は私たち久万高原町議会も、9年前の2014年12月定例議会において、手話言語法の早期制定を求める意見書というのを、全会一致で可決をしております。

先輩議員さんたちの先見の目に、私は本当に、今回、感動したんですけど

も、その重要性と必要性は、議会としては認識をしているというふうに、私は思います。

全国全てで、この意見書は採択をされたんですけれども、いまだ、手話言語法というのは制定をされていません。

新聞に載っていましたが、全国で506の自治体において、その代わりに今、先に立って、手話言語条例というものが制定をされております。しかしながら、全国で唯一なんですけれども、なぜかこの愛媛県だけは、県も含めて市町村でも、どこも制定をされていません。

私は、久万高原町はこれをいち早く制定をして、我々聞こえる側も、手話言語を身につける機会を増やしていく。そして、誰でも気軽に使える町にしていくことが必要なんじゃないかと思います。

例えば、この条例をもとにして、小中学校の朝の会、終わりの会という、ホームルームの時間であったり、あるいは総合的な学習などで、簡単な日常会話ぐらいの手話教室を開催するなどすれば、いずれ聾者と共生するまち、障害を持たれている方に理解の深い、優しいまちづくりというのにつながっていくんじゃないかなと思います。

ここで教育長にお伺いをいたします。

教育長御自身、そして久万高原町上浮穴郡は、先ほど答弁にもありましたけれども、従前から、人権同和教育というものに、非常に熱心に取り組まれておりまして、私も中学校のときに、教育長の薫陶を受けてまいりました。

おかげさまで、久万高原町はこのような問題に対して、現在、非常に理解の深い町になっていると思います。

一般的には、障害と言われますけれども、こういった様々な個性を持って生まれてきた方々と、共に生きるまちを実現するためには、先ほど提案してきたようなことを、やはり一つずつ、教育の場で実践をしていくことが重要じゃないかと思います。

仮定の話には、なかなか答弁がしにくいとは思いますが、こういった条例であったり、体制が整った場合に、小中学校において、このような取組を導入することについて、教育長の御所見をお伺いをいたします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 大原議員の質問にお答えをいたします。

手話言語条例を制定し、健聴者も手話言語を身につける機会を増やし、誰でも、気軽に手話ができる町にすること。そして、住民が等しく笑顔で、充実した日常生活が送れるまちづくりを目指すということは、教育委員会としても重要なことであると認識をしています。

我が国において、手話を使って暮らしている方は、一般的に6万から20万人と言われていています。

近年、至るところで手話が活用されている場面を見ることがございますが、特に皇室、佳子様の手話活動は、たびたびメディアに取り上げられることもありまして、子供たちをはじめ、国民の関心も高まっているというふうに認識をしています。

そういった社会状況にあって、大原議員御指摘のように、まずは義務教育の段階で手話との正しい出会い、そうした機会をつくること。基本的、初歩的な手話言語を身につける機会をつくることは、非常に重要なことだというふうに認識しています。

聾学校が、積極的に手話活動に取り組めないという背景には、法整備の遅れもあるかとは思いますが、聴覚障害者が発する、手話言語を受け取ることのできる健常者が圧倒的に少数であるため、手話言語を身につけても、社会に出たら、あまり役に立たないという現状があるのではないかと推察いたします。

問題なのは、1人でも多くの手話言語者を育成することにあるように思っております。

現在、県では、小中学生に対して、手話教室とか、あるいは手話講座を支援してくれる体制が整備されていると、承知をしております。小学校、中学校それぞれの発達段階に応じた到達目標を設定して、手話による簡単な日常会話が身についた児童生徒の育成を図ることは、聴覚障害者と共生していく上で、極めて重要なことだと考えています。

このことは、さきの校長会でも協議をしておりますので、今後、具体的な取組が展開できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 義務教育の段階で、来年度から具体的に取り組んでいただけるということで、非常にありがたい答弁をいただいたと思います。そこは本当に、何年後かになるかは分かりませんが、久万高原町、聴力障害者の皆さんとか聴覚障害者の皆さんに理解の深い町に、私はこれからなっていくんじゃないかなと思います。

最後に、町長にお伺いをいたします。

条例というものは、そもそも議会が議決することによって制定されるものであって、つまり、議会が制定するもの、建前上そうです。建前上というか、制度上そうですけれども、こういう条例は、行政と共に取り組んでいく姿勢がなければ、制定したとしても、実効性のある事業を、今後推進していくことはできないと思います。

この条例を制定することによって、町の責任や責務、町民の役割、事業者の役割などが明確になって、聾者が社会で活躍する場、町で活躍する場が、私は増えるものと思います。

手話、筆談、口話、こういった聾者が他者とコミュニケーションをとる手段を選べる社会に、町にしていくことが重要だと思います。

ただ、これら手段の中で、手話に関してだけが、社会の認知が今、低いという現状であると思います。今回、提案をしています手話言語条例を、久万高原町は県内でもいち早く制定をして、久万高原町は、手話を言語として尊重して、そのための施策を展開するという、基礎とすべきではないかと思います。

今回、お話を伺った聾者の方々によれば、我々が使っている手話を、言語として社会が、町が認めるということは、それを使っている私たちを認めてくれるということにつながるんだというふうにおっしゃっておられました。

これらを踏まえまして、手話言語条例の制定を目指すことについて、先ほども申し上げましたけれども、誰ひとり取り残さないという公約、SDGsを意識したまちづくりを挙げておられます。

河野町長、最後に御所見をお伺いしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 ただいま、様々なお話を頂戴いたしました。それぞれ、非常に意味のあるお話であったと思います。

議員から提案のありました手話言語条例の設置につきましては、手話を意思疎通のための重要な言語手段と位置づけ、手話での意思疎通を日常的にできる社会づくりに向けての裏づけになるものではないかと思います。

お話にもありましたように、10日付の新聞紙上でも大きく取り上げられておりましたが、先進自治体の状況も確認しながら、当事者の皆様、あるいは議会をはじめ、関係者の皆様の御意見をお聞きをしながら、ただいま質問のあったことに対しまして、しっかりと検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長 大原議員、よろしいでしょうか。

大原議員の質問を終わります。

続きまして、1番、熊代祐己議員の質問を行いたいと思います。

質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれにお願いしたいと思います。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 1番、熊代祐己でございます。通告により、2点質問させていただきます。

1点目ですが、オーバーツーリズムの対策について。新型コロナウイルス感染症は、町内事業者にも大きなダメージを与え、多分に漏れず、町内観光業にも大きな影響が及んだ一方、感染リスクの少ない観光のスタイルとして、キャンプに代表されるアウトドアブーム、海や山など、自然豊かな地域を訪れるきっかけとなり、本町にも、特に四国カルストを中心に、多くの観光客が訪れました。

その結果として、さきの新聞報道にも見受けられた、オーバーツーリズムによる様々な課題が露見したようであり、観光客で、道路、駐車場が大変混雑したり、トイレ不足に窮したと聞いております。

国では、令和5年10月18日に開催された第21回観光立国推進閣僚会議において、今後のオーバーツーリズムの未然防止抑制に向けた対策が議論されたようではありますが、本町においても、かねてから課題である狭い道路や、駐車場不足が引き起こす渋滞問題、トイレ不足が引き起こす様々な問題、そのほかにも、案内看板などの充実といった、ハード面での対策が急務と認識しております。

今後の対策について、お伺いいたします。

2点目、町のDXの取り組みについて。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、日本社会におけるデジタル化が急速に進展したといわれております。また、政府のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な価値観を実現できる社会、誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化を推進することが示されております。

そこで、本町のDXを推進する上で、次のことについて、どのように考えておられるのか、現状と課題、今後の方針を伺います。

1、デジタル人材の確保及び育成について。2、行政手続のオンライン化について。3、職員のテレワーク導入について。4、今後のDX推進計画について。以上4点お伺いいたします。

以上でございます。

議長 1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 1番、熊代祐己議員の質問にお答えをします。

1問目の質問ですが、オーバーツーリズムとは、特定の観光地において、訪問客の著しい増加などが、地域住民の生活や自然環境、あるいは景観などに対

して、受忍限度、いわゆる忍べる、耐えられる限度を超える、負の影響をもたらしているということですが、観光客の満足度を著しく低下させるような状況というともされています。

本町では、熊代議員から質問のあった、四国カルストなどにおいて、交通渋滞による地域住民への生活の影響が発生をしており、町としても、その対策に取り組んでまいりました。

特に、コロナ禍においては、感染リスクの少ない海や山など、自然の中でアウトドア体験を楽しむ観光需要が大きく増加をし、その結果、四国カルストでは交通渋滞、トイレ利用者による慢性的な行列、貯水槽の枯渇などが発生し、姫鶴荘では、臨時休業を余儀なくされるといった事態も発生をしました。

これらの事態に対して、町では、まず沿線道路の渋滞緩和に向け、県道、町道に交通整理員を配置してきたほか、離合場所の確保など、町道の改良を行ってまいりました。

また、愛媛県、高知県等の御理解により、県道36号野村柳谷線や、県道383号、四国カルスト公園縦断線の計画的な改良が進められ、大きな渋滞が発生した令和3年度と比較しますと、現在の状況は、随分改善されてきたと聞いております。

次に、姫鶴平周辺のトイレや水資源の問題につきましては、今年度、水源地の状況や、既存設備の給水能力、貯水能力の向上に向けた調査事業に取り組んでおり、この結果や、関係する環境事業者の要望も踏まえ、今後、必要に応じて国の事業も活用しながら、ハード、ソフト面の両面で、体制整備の検討を進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 さきの9月議会でも、四国運輸局が実施された四国カルストへの無料シャトルバスの運行実証試験のことが触れられておりました。この事業は、久万高原町が事業主体で実施したものではないんですが、実施に際しては、町も実施の方法や、検討の実績、検討の場に加わっておると聞いております。

当該事業について、四国カルストのオーバーツーリズム緩和に向けた手段として、また公共交通機関のない、四国カルストへの移動手段の確保を具現化できないかを意図して実施されたものだと思います。

9月16日から10月9日までの期間において、運行された今回のシャトルバスの運行実績の結果、利用者の声、実施によって明らかになった課題などについて、現状、分かり得る事業の実績は、お聞きしたいと思います。

また、町として、今後の町用運行実現に向けた可能性、そして観光振興の面から、町の取組の方針について、お伺いいたします。

議長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 熊代議員の質問にお答えいたします。

今回のシャトルバスにつきましては、四国運輸局が、四国カルストを核とした、サステナブルな観光コンテンツ造成事業を実施する一環として、久万高原町、高知県津野町、及び梶原町を対象として、合計10日間、無料シャトルバスの実証運行をされたものでございます。

現在は、中間報告が取りまとまった段階でございまして、愛媛県側からのシャトルバスは、乗車率64%、乗車人員196名の利用実績とお聞きしております。

また、アンケート結果から、利用者の属性を見ますと、10代から70代以上と年齢層が幅広く、居住地は、愛媛県内が90%、停留所までの移動手段としては、約4割の方が、JRバスと町営バスを利用して来訪したとのことでございます。

利用者からの声につきましては、今回のシャトルバスへの総合評価は、全体の96%がとてもよい、またはよいと評価しております。

個別のコメントを拝見いたしますと、狭い道路の運転に自信がなかったのも、本当にありがたかった。

これまで行きたくても行けなくて諦めていたが、今回のシャトルバスのおかげで訪問できたといった、極めて好意的な意見が寄せられておりました。

一方、改善点でございますけれども、現地の滞在時間をもう少し確保してほ

しいや、乗車場所を町の中心部、または松山市内にすることも考えてほしい。日帰りの観光や宿泊と絡めたら、よりよいものになるのではないか、というような意見が寄せられておりました。

今後、最終報告書が正式に四国運輸局から公表されると思いますので、また、検討の場が設けられるとも聞いております。その内容につきましては、詳しく確認し、必要な分析を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 さきの答弁で、四国カルスト広域連携推進協議会について述べられましたが、当協議会は、四国カルストを取り囲む1市4町が圏域を越えて連携し、同エリアを訪れる交流人口の拡大に向けた取組を推進していく組織であると聞いております。

令和5年4月の設立以降、同協議会では、どのような事業に取り組まれたのか。また、設立2年目の令和6年度以降に向けて、どのような取組を拡大、発展させていこうとしているのか、現状での考えをお伺いいたします。

議 長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 熊代議員の質問にお答えいたします。

四国カルスト連携協議会では、現在、5市町でインスタグラムのフォトキャンペーンを実施しております。これによりまして、町のイメージ向上等、四国カルストの現状、それから観光PRに努めているところでございます。

また、今後は、その5市町からなる、四国カルストにおける観光商品の造成事業を検討しております。各町村で、様々なコンテンツ、観光コンテンツがあると思いますが、それらを観光商品に見立てて、今後、本町の持つ自然資源の魅力を最大限に発揮したような観光コンテンツに仕上げ、観光客の増大を図る取組をしております。

これにつきまして、観光客の見込み客数を増大していったら、経済の活性化を

図る取組をしていこうというところでございます。

以上でございます。

議 長

熊代議員の1問目を終わります。

続いて、2問目の質問について、理事者答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

2問目の質問にお答えをいたします。

まず、デジタル人材の確保及び育成については、今後、最も重要だと認識をしておりますが、小規模な自治体では、独自で確保することが非常に困難もございますから、愛媛県と県内市町では、令和3年3月に、DX共同宣言を行い、高度デジタル人材のシェアリングも進めております。

現在、5人の専門官が分野ごとに配置をされており、本町でも、それぞれのお立場から、職員の人材育成などの研修に尽力をいただいております。

また、住民の皆様を対象としたDX教育につきましては、スマホ教室、オンライン相談窓口等を開設し、スマホやタブレットに関する知識や、能力の向上に努めております。

2点目の行政手続きのオンライン化についてですが、現在、役場の総務課と住民課などで、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続について、整備を進めております。

既に、子育てや介護関係の手続については、整備が終わっておりますが、今後も順次、諸手続のオンライン化を進めていくとともに、これらの手続の鍵となります、マイナンバーカードのさらなる取得、促進に努めていく必要があると考えております。

3点目の、職員のテレワーク導入についてですが、コロナ禍においては、試験的にテレワークを実施しておりましたが、現在は、まだ実施しておりません。

なお、本庁、支所との会議や、災害時などの際、本庁・支所間をオンラインでつなぎ、迅速な意見交換や、情報伝達が行える仕組みも構築しております。

情報保護等の課題もありますが、多様な働き方が求められる中、子育てや介護のために、離職や休職を余儀なくされた人たちの就労継続や、民間からの専門人材の登用など、メリットも多いと思いますから、導入に向けた環境整備を検討してまいりたいと考えます。

最後に、今後のD Xの推進計画についてですが、令和6年度を目標として、指針となる町のD X推進計画を策定したいと考えています。さらに、7年度を目標として、自治体情報システムの標準化、共通化に向けて、関係する部署間で連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 先ほどの答弁の中で、スマホ教室などの開催についておっしゃられましたが、例えば、高齢者へスマホやタブレットなどを配布することは、町として考えられてはおりませんか。

それと、全てをすぐにとはいかないまでも、少しずつデジタル化すれば、町周辺部での生活も便利になるのではないかと考えております。

例えば、安否確認や買い物、広報誌のペーパーレス化、病院やタクシーの予約など、可能性は広がると思いますが、この点について、いかがでしょうか。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 熊代議員の質問にお答えいたします。

スマホやタブレットの住民への配布につきましては、端末の導入費用に加えて、利用料金や、将来の機器の更新などに関する費用の問題が挙げられます。

また、買い物や施設の予約などに関する仕組みづくり、また使用者の操作の技術の向上などの課題も多く、御指摘のとおり、早速の実施は難しいというふうに思われます。

今後、さらにIT機器が、私たちの生活により身近なものになるものと思わ

れますので、国の動向や社会的な状況を判断しながら、議員御提案の検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 光ファイバーの整備が整った後ですが、このDXの取組については、役場の庁舎内は総務課、庁舎外は、まちづくり営業課と聞いております。

ただ、私もですけれども、それぞれの役割分担が、分かりにくいというところがあるのではないかと考えております。

住民サービスの向上を図るという観点では、どちらが担当の部署になるんでしょうか。またDXの推進段階、いわゆるレベルに応じての組織の見直しなど、必要だと思いますが、現状のままでよろしいのか、見直し等を検討されているのかをお伺いいたします。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 熊代議員の質問にお答えいたします。

まず、住民サービスの向上を図るDXの推進につきましては、庁内の電算システムを総括しております総務課が、主に担当しております。

例を挙げますと、今月の4日から、住民票や印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで取得できるようにいたしました。これは、総務課と住民課が連携をして、事業を実施したものでございます。

まちづくり営業課では、主に町民のデジタルの格差対策などに取り組んでおります。スマホ教室の開催ですとか、郵便局を活用したスマホ相談窓口、さらには自治会単位でスマホ教室の開催など、昨年と本年度2カ年で、合わせて260名を超える方に御参加をいただいております。

なお、町のDXの推進体制につきましては、議員御指摘のとおり、昨今のデジタル技術は、日々我々の想像をはるかに超えるスピードで推進し続けておりますので、その時々々の社会情勢に応じて、柔軟かつ適切な見直しを行ってまい

りたいと思っております。

また、組織内におきましても、各課横断的に、情報共有をできる仕組みづくりというものを進めていかなければならないと考えております。

以上です。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 続きます、職員のテレワークについてなんですけれども、ハードの整備などは、どの程度進んでいるんでしょうか。また、今後の取組についても、伺います。

さらに、議会におきましても、タブレットを導入して、デジタル化に取り組んでいるところなんですけれども、職員についても、全職員を対象に、タブレット等を配布して、ペーパーレスに取り組むべきだと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 熊代議員の質問にお答えいたします。

テレワークにつきましては、自宅など、場所、それから時間などにとらわれないで、ICTを活用して業務を行うものでございますけれども、職員の運用につきましては、サービスの主な提供場所が庁舎であること、あるいは情報保護の観点から、業務の範囲がどうしても限られてしまうことなどから、一律の運用が難しく、現在は出張中の端末資産などから、試験的な運用を行っているところでございます。

また、設備の整備につきましては、今後、セキュリティ設備の確実な整備などが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、次に、職員へのタブレットの配付でございますけれども、一部の管理職については、既に実施しておりますが、費用面、あるいは管理面などから、現在、業務で使用しておりますノートパソコンを、順次、持ち運びが可能なサイズなものへと更新をしてまいりまして、会議への持ち込みを可能とする

ことで、ペーパーレス化が図れないか、調査検討を現在進めているところがございます。

以上です。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 最後に、町長にお伺いいたします。

先ほどの組織の見直しの中で、デジタル社会が、我々の想像をはるかに超えるスピードで変わっているという言葉がありました。私もまさに、現在は変化のスピードが早く、本当に先が見通せない時代だと感じております。

そのような時代であっても、常に新たなことに挑戦するという姿勢が非常に大切ですが、挑戦にはもちろん失敗もあると思います。

今後、人口減少による地域の活力の低下が避けられない中で、この町の行く末を左右するのは、行政、役場の職員が積極的に挑戦できる環境をいかにつくるか、また失敗などに対して、いかに寛容になれるかが重要でないかと考えております。

そこで町長のお考えをお聞かせください。

以上でございます。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 攻撃は最大の防御という言葉もありますけれども、本町のように、過疎高齢化が年々と進む農山村では、職員がしっかりと政策や、あるいは施策を考え、住民と共同で、課題解決に向けて挑戦し続けていくことが大事だと考えております。

行政においては、失敗は許されないものと考えますけれども、失敗を恐れることは、さらに許されないことでもございます。施策を成功に導くため、住民の方に理解をいただけるように努力をし、背中を押していただける環境づくりが大切ではないかと考えております。

議員おっしゃられましたように、時代に即応したデジタル社会の構築に、今

後も努めてまいります。

以上でございます。

議長 熊代議員よろしいでしょうか。

熊代議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。 (午前10時41分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時51分)

続きまして、5番、瀧野 志議員の質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いいたします。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 5番、瀧野でございます。通告に従いまして、2問、質問をさせていただきます。

1問目は、河野町長が、町民から公職選挙法で告発をされた件でございます。

河野町長は、町民から公職選挙法で告発をされ、新聞報道があったが、町長から議会に対して公式な説明はない。議会は、地方公共団体の意思を決定する機能、及び執行機関を監視する機能を担う責任があり、町の執行機関として、議会には説明責任を果たすべきだ。町長の説明を求める。

2問目は、役場の組織改革についてであります。

久万高原町は、人口減少が進み、取り組むべき課題が山積をしている。町の組織改革については、一部を除き、長期間実施をされていない。最近の時代の変化は早く、平成12年4月1日に、地方分権一括法の施行、機関委任事務が廃止をされた。

町の経営は、国に依存せず、町が考え、町が実施しなければならない。当然、専門知識を持つ職員が必要となる。職員が仕事をできる環境を整備し、全てを交付税、補助金に頼らない、自立をできる町政に変わるべきだと思う。

それには、組織改革を実施して、町民の福祉の向上につながるまちづくりをすべきと考える。

行財政改革委員長の答弁を求めたい。

議 長 1 問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 5 番、瀧野 志議員の質問にお答えをしたいと思います。

最初の質問でございます。

一連の報道にあったことで、皆様に大変御心配をおかけし、申し訳なく思っております。地元神社の氏子として、老朽化した社殿、社務所、手洗所の改修費用の拠出の要請を受け、寄附したところです。

このたび、公職選挙法違反との告発があったようですが、選挙に有利に働く等の思いは、毛頭ありませんでしたが、軽率な行動であったと認識をし、反省をいたしております。

今後の行動には、十分に気をつけてまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 瀧野議員、よろしいですか。

暫時休憩いたします。 (午前 10 時 56 分)

(休憩)

議 長 それでは、会議を開きます。 (午前 10 時 56 分)

以上で、1 問目の質問を終わります。

続いて、2 問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

5番、瀧野 志議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど御質問にもございましたが、我が国では、30年前から地方分権の取組を進めながらも、一方では資金、人材、物流など、大都市圏への集中が顕著に進んでおります。

地方においては、過疎高齢化、それから、1次産業を取り巻く環境の悪化など、課題が非常に拡大している状況でございます。

このような中で、10年先、20年先を見据えた、住民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくためには、まずはまちの課題と、置かれた状況を的確に把握する。そしてスピード感を持った、柔軟な対応によりまして、つけ加えて、企業的な考えに基づいた施策の実現ということが、非常に重要だというふうに考えております。

そのためには、専門的な知識、それから先進的な考えを持つ職員の育成、それから確保、それから課題解決を図ることができる組織編成が重要であるというふうに捉えております。

これまでも時世を捉えて、機構改革を一部行ってまいりました。適材適所の職員配置にも努めてまいりました。

職員が期待するまちづくりの実現には、将来を展望できる、夢のある施策の実現が必要でございます。

一方では、やはり厳しさを増している財政状況に対して、無駄のない、効率的な財政運営が重要であるということも認識をしております。

町民の福祉向上を基本として、人口の維持、それから産業の活性化など、挑戦ができる組織改革に向けて、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

組織改革は、自治体が持続的成長を止めないで、意思決定のスピードを増し、変革をいつでも起こせる体制を維持することとされております。

組織改革を実施することにより、組織が抱える問題が解決しやすく、できな

かった多くの問題が解決すると思います。うまくいけば、働く人のモチベーションもアップし、セクハラやパワハラの防止にもつながると思います。

町営の公営企業会計施設が多くありますが、経営は全て大きな赤字が出ております。町民のために必要な施設であります。組織改革を早く実施し、早急な経営改革が必要だと思っております。このことについて答弁を求めます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、瀧野議員にもございましたけれども、やはり行政の改革という論点でございますけれども、現在、町では行政経営改革推進本部というのを設置をいたしまして、私がおの委員長ということで、様々な取組をしております。その中には、先ほどございましたように、予算の編成の在り方でございますとか、それから、多くの事務事業を行っておりますけれども、その評価の在り方、それから、先ほど言いました公共施設、非常に合併前から多くの公共施設を継続して、所有しております、管理しております。

そういったところの再編、それから、やはり財政に大きく影響を及ぼします大規模事業、こういったところの実施の検討も行っております。

今、説明しました内容につきましては、我々職員が、一人一人が意識の改革、そして、資質向上が必要だということで、これについて、先ほども、繰り返しになりますけれども、組織改革というところが大変重要だということで認識をしております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 次に、交付税、補助金を利用した事業の実施について、お聞きをします。

今も多くの交付税、補助金を利用した事業が多く実施をされていますが、これは役場を経営するための事業になっているのではないのでしょうか。

投資対効果は少なく、借金が増えるばかりだと思っております。町民の所得につながらない事業が多い。町内の事業者の経営改善につながり、お金が町内に回る

ような行政運営をすべきと思うが、答弁を求めます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

瀧野議員もおっしゃいましたけれども、町では様々な事業を実施をしております。その中には、直接的に、町民の所得や利益につながらないものもございます。

しかしながら、瀧野議員の質問のところは、町民の福祉の向上につながらないもの、あるいは補助事業を実施しても、その次の段階につながっていかないもの、そういったものは、必要性がどうなのかといったところだというふうに思います。

町の産業の活性化、それから経済活動に関する事業につきましては、やはり議員がおっしゃいますように、補助金の事業によって、それがあ意味、呼び水になって、さらに利益を生んでいく。次の段階に進んでいくといったところが、非常に視点としては大事だというふうに認識しております。

町内の経済が、議員言われますように、循環していくための仕組みづくり、やはりそれを意識した職員の施策の展開、それから役場全体の行政運営、そういったところが非常に大事になってくるというふうに考えております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町の行う事業について、町外からの移住者や、農業公園の研修生、町外から来られた人たちに、多くの予算が使われているというふうに思います。町内で生活している若い人たち、長年、町のために頑張ってくれた高齢者、多くの町民が生活に苦しんでおります。

高齢になって仕事がない、仕事ができない。町内で仕事が増えるような補助金を出すべきではないでしょうか。本当に将来も住んでくれるのは、今、町内に住んでいる皆さんだと思います。

補助金の使い道を考え直すべきだと思いますが、答弁を求めます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

全国の地方では、議員もおっしゃいましたように、人口減少、それから産業の担い手不足が進んでございます。

移住促進や、それから農林業の担い手確保というのは、全国で、やはり知恵比べといった状況でもございます。本町においても、専門の部署、それから施設を設置して、これら重要課題として取り組んでおりますけれども、こういった方々が本町に永住していただけるよう、きっかけづくり、それから生活基盤を築くための支援として、様々な事業を行っております。

そういった内容については、さらに町民の皆様理解していただけるよう、努めていく必要があるというふうに思いますし、やはりここに、今、住んでいらっしゃる方が、いつまでも住み続けられるまちづくり、これが当然、まちづくりの基礎でなければならないというふうに考えております。

そういったところから、事業の見直し、それから精査を、この観点でしていく必要もあります。

町民の皆様に、きちんとそれが届けられるように、そして、町民の皆様の産業、あるいは生活が支援できるように、そういったところが、今後ますます重要になってくると思いますし、取組の重要な部分だというふうに認識しております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は、以前から町内人口が1万人を切ると、多くの事業ができなくなると言ってきました。今、本当に町内業者が減ったというふうに思います。持続できるまちづくりができていないんじゃないかなというふうに思います。

町内には、セイムス、コーナン、マックなど、町内の生活資材の大半を販売する大型店があります。その利益は、大半を会社の本店所在地に持ち帰り、本店所在地に税を払う。町に税は支払われない。町の自主財源は減る一方であり

ます。

商工業者の育成はどう考えているのか、役場は残っても、町民はいなくなる。組織改革にしっかり取り組み、補助金や交付税に依存するだけでなく、少ない予算を有効に使い、持続できるまちづくりを目指すべきと思うが、答弁を求めます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

やはり町外資本による店舗の進出といったところは、ある面では、買い物が便利になるところはございますけれども、議員がおっしゃいますように、町内の小売り業者の販売減少というところが、非常に懸念される、心配されるところでもあります。

そういった中で、高齢化による廃業なども進んでございますし、今までとは違った目線と感覚で、町の産業をどう変革していくのか、それから起業など、新たな産業育成も図る必要があるというふうに考えております。

先ほどの答弁でもお話させていただきましたけれども、やはり地域内で経済がどう循環していくかといったところを意識して、そのための補助事業、あるいは投資。それから、我々職員も非常に大事なところではありますけれども、企業感覚を持った行政運営、それが非常に大事になってくるというふうに思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 次に、組織改革で、今後の補助事業の取組について、お聞きをします。

以前の補助事業への町の持ち出しは、事業費の1割程度でありました。今、事業費の5割から6割の負担が要ります。今後は、簡単に補助事業に取り組みなくなると思います。有利な借金だと説明しながら、合併特例債や過疎債を利用して、7割が交付税対応される。そのように説明はされますが、あと残りの3割については、大変長期にわたる返済になります。これは大きな負担になり

ます。

補助事業を利用することで、建築費は、30%から40%高い事業になります。損得を計算しますと、得にならない。こんなことを繰り返していいのでしょうか。

将来、この町に住む人たちの負担となります。負債においても、100億を超えてあるわけでありますが、今後の事業につきましては、事業の大小は関係なく、検討段階で議論が大切だというふうに思います。行政も議会も、議論、合議、決定のプロセスが必要だというふうに思います。

初めから赤字経営の事業、建物行政から脱却すると、公約を町長はしました。今後も建物行政を続けるのか、この問題についてどう取り組むのか、答弁を求めます。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 私のほうからお答えをいたしたいと思います。

瀧野議員も常々おっしゃってますように、町の債務、100億を超えないように、これは私どもも認識をしておるところでございますし、庁内においても、常にそのことを意識しながら、また毎年の債務負担行為も10億を超えないようにと、そのことを頭に置きながら、町政を運営しているところでございます。

そうは言いながらも、特出しで、町のためにどうしてもやらない事業も、昨今ございますから、そのときには、議会の了解もいただいて、オーバーしたこともございます。そのことは十分に認識もいたしているところでございます。

町が行います公共事業、補助、単独に関わらず、品質や、あるいは工程など保障して、統一された設計で積算が行われております。

したがって、一般的には民間と比較して高いという印象もあろうと思います。このこと自体は、町が、独自で買い難いところもありますけども、物価高、御案内のように異常な形で進んでおります。少しでも無駄のない、経済的な事業実施を図るため、工夫はしてまいらないといけないと思っております。

有識者、知見に高い方にもお越しをいただいて、その都度、精査もすることも、今年から取り入れているところでございます。少しでも有利な補助事業の

活用に努めながら、費用対効果、また必要性の低い事業の実施は見定めが必要と考えており、そのための議論をしっかりと行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 人口減少が進む中で、非常に何点か心配されることがあるというふうに思います。

その一つが、人口減少が進むことによって、人手が足りない。このことについて、しっかりと考えていかなければいけないと、私は思いますし、今、事業所は大変、各所で困っております。

1点は、この点について。

それから、高齢化が進むことによって、18歳から64歳までの実働人口、これが本当に減ってくる。そういった中で、福祉サービスを必要とする人口、高齢者が増えてくる。その中で、介護職員、その他の人手不足、これもどうするのか。

それから、高度成長時代に建設をされたインフラの老朽化、これは以前から、これを改修していくには何百億もかかるという答弁もいただいておりますが、これも答弁をいただいた後、早急な改革をされるかと思ったら、されてないようですが、これも早急に取り組まなければ大変だというふうに思っております。

それから、この地域からも、いずれ農協さんがいなくなるかも分かりません。農協が担ってきた多くの問題があります。これを行政として、どのようにリカバリーしていくのか、そこら辺、簡単に答弁をいただきたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 ただいまの質問につきましては、また行政改革委員長からさせますが、その前に、答弁したところで、私、債務負担行為と言ったようではございますけれども、起債でございますから、訂正いたします。失礼しました。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

4点ございましたけれども、まず1点目です。

町の人手不足というのは、大きな課題というふうに認識しております。全てではございませんけれども、これまで行ってきたところでは、担い手の確保といった事業、農業の研修制度でございますとか、それから地域おこし協力隊制度の活用、そういったところで、何とかこの課題、少しでも解決できないかといったところでございます。

そして、林業の担い手の確保はもとよりでございますけれども、あと、定期的な職業紹介なども、町で行って、情報の発信、それから取りまとめ、そういったところを担わさせていただいているところです。

それから、2点目の、高齢者のサービスについてでございますけれども、福祉サービスにおける人材の確保といったところでは、現在、賃金面での処遇改善、それから人材育成の支援などに努めておりますけれども、正直申し上げて、状況は厳しさを増しているというふうに認識しております。

こういった中で、どう改善が図られていくかといったところは、非常に今後の大きな課題というふうに考えております。

それから、3点目ですけれども、インフラの維持に向けた取り組みでございますが、まず、公共施設の関係ですけれども、これはやはりスリム化を図るために、現在、役場内の検討会を通して、施設の見直しを行っております。まともになりましたら、また次の段階へと進めていきたいと考えております。内容によっては、また、事案によっては、議会のほうとも議論をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、道路、橋梁、住宅などについてでございますが、これはやはり、まずは計画的な修繕といったところを基本になっていこうかと思っております。そのためには、一番大事なところでございますけれども、財源の確保、これについては、国の補助事業の活用を進めながら、予算編成を行っていききたいというふうに思っております。

それから、最後の農協の関係でございますけれども、これは農協に限らず、

民間のところも、議員おっしゃいましたように、1万人を割ってくると、そのあたりの採算性、あるいはそういったところで影響が出ているというのが現実でございます。そういった中で、町として、それに対応をどうしていくかといったところも、今後の再三の質問、指摘がございますけれども、行政の役割、それから行政組織のあり方、そういったところ、それからあと、行政では完結し得ない部分がございますので、住民の皆様、それから関係する皆様と、機関と連携をとって、多くの課題解決をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 できれば、これで最後にしたいと思います。

相対的に、前から公会計の問題、複式簿記、経営を見るには、そういった、それこそデータの時代です。先ほどもDXの話もありましたが、今はやはりデータを見ながら経営をしていく。そういう体制にないと思うんですね。

財務4表、これはもうしっかりと補強しないと、日々、日計をきり、しっかりとした目標を積み上げていかないと出てこない。

財務4表だけをつくることは、なかなか難しい。そういった中で、町民全ての負託を受け取るわけで、街を持続可能なまちにしていかなければいけない、これは大きな責任だというふうに思っております。

日本の自治体の体質は、明治維新以来、地域や自治体は交付税、補助金などで国に依存をしてきたというふうに思います。全て依存という体質から脱していかなければ、町は自立することはできないというふうに思います。

大きな予算が町外の業者に支払われ、町内向けの予算は少ない。町内事業は疲弊してきた。当然、医療、福祉、教育部門は、ある意味で国に依存しなければならぬと、私は思います。

お金が町内で回る、町独自の事業運営をしなければ、街には人がいなくなると思います。特に、人口減少という、今まで経験したことのない時代であります。

先日も、こども園さんとこのクリスマスのイベントに参加をさせていただきました。子供さんも親御さんも、大変頑張っておりました。本当に3歳児、5歳児が、あんなことができるのかなというような演技がたくさんありました。

若い人たち、子供たちが、この町で住み続けることのできるまちづくりが大切だと、私は思います。

今日の一般質問を通じて、総合的な答弁を、行財政の委員長、最後に、あまり長くならないように、町長の答弁をいただいたらと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

瀧野議員がおっしゃいましたように、やはり地域の経済、それから、住民福祉の向上、こういったところが、住み続けるまちづくりにとって、どうしていくかというところがございますけれども、私自身も、役場職員経験長いですが、このように人口減少社会というのは初めてでございます。そういった中で、長く財政も担当させていただきましたけれども、やはり従来のような感覚で、見えない部分、対応できない部分が多々あるというふうに感じております。

その一つは、財政の運営の仕方につきましても、ただ単に、歳出歳入の単式簿記ではなくして、公会計、予算、決算、それから資産、それから経営、そういったところが総合的に、今後は要求されると、必要だというふうに思っております。

そして、やはりそういった中で、地域の経済をどうしていくかということは、先ほど答弁、繰り返しになりますけれども、地域内で経済をどう循環させていくかということに尽きるというふうに思います。そのために、これまで出ていった町のお金が、今度は逆に、地域外から、どう獲得していくかといったところ、非常にこれは大きな命題ではありますけれども、そういったところも、意識として持つ必要があろうかと思えます。

長くなるとあれなんですけれども、要するに、私たちに与えられていることというのは、やはり職員の一人一人の意識、ここをどう持っていくかというこ

と。そういうことになりますと、それを動かします組織の在り方というところが問われてくるんだらうというふうに思っております。

非常に課題は大変多いところではありますけれども、一つ一つ真摯に受け止めて、今後、改善していくべき点があろうかというふうに思います。

的を得ませんが、以上でございます。

議長 (河野町長を指名)

町長 瀧野議員がこども園に行かれたということで、大変ほほ笑ましいシーンであったように思います。

今、副町長のほうからお話ございました、これから人口減少社会が進んでいく中で、この町がどうあるべきか、これは私どもの町だけではない、日本全国の町村に共通するお話でもあろうと思っております。

要は、大事なことは、正直、今、こども家庭庁あたり、総理も構築をして、様々な対応策を立てております。昨日は、3人目のお子さんは、私立、公立大学を問わず、専門学校についても、3人目の方は無償というようなお話ございました。もちろん縛りはあるようですけれども、非常に目新しい、期待の持てる施策であらうと思っております。

そのように、躍起に、みんながこれからなってまいりますけれども、しかし一方で、冷静に考えれば、今の1.26という出生率を考えれば、これを維持するという事は、極めて難しいことだと思っております。

私は正直、これはもう2060年、下手すれば2,000人を切るというような数字を示されましたけれども、それはもう、絶対阻止をしないとイケないと思っておりますけれども。でも、今後緩やかに人口が減っていくことは、これは致し方ない面もあるのではなかろうかとも思っております。

もちろん、緩やかなスピードで、それがなるように、努めてまいります。

その中で大切なことは、仮に少し人数が減っても、ここに住む皆さんが、どうやって大きく、そして次の世代をしっかりと期待をしながら生活をできるか、また子供たちが育てていくか、そのことだと思っております。

今、副町長からも答弁しましたけれど、瀧野議員から、非常に大事な質問で

ありますが、しかしまた一方で、直ちに、全てこのように実現しますといった答弁が難しい、本当に大きなところを提言をいただいたように思います。

私も常々、20年、30年後、町がどうあればいいか、そのことは考えますけれども、なかなか正直、皆さんもそうでありましようけれども、現下の情勢を考えると、非常に悩ましく、難しい問題でもあります。

しかし、これは避けては通れないところでございまして、町のリーダーとしても、また議会の皆様方の御意見、それから町民の方と学習する場面も設けながら、それぞれの皆様方の意見をしっかりと拝聴し、到達して、これから町が示す、進むべき方向というのが、なるべく早く、総合計画も踏まえながら、しっかりとお示しできるように努めてまいりたいと思います。

少し長くなりました。よろしく願いいたします。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町長の答弁の中で、少し考えましたので。2040年、あと17年後には、全国の自治体の中で、半分は消滅するといわれています。いろいろ答弁をいただきましたが、あと17年後に、久万高原町が消滅しないように。これは今の段階で、今日、私が一般質問させていただきましたが、かなり大きな覚悟を持って取り組まないと、簡単にはいかないと思います。

このことについては、本当に町民全員の意見だと思っていただいて、何とか頑張っていたきたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今の言葉、改めて重く受け止めながら、しっかりと、皆様方が安心できるような町政の推進に努めてまいりたいと思います。

議 長 瀧野議員、よろしいでしょうか。

瀧野議員の質問を終わります。

続きまして、12番、岡部議員の質問、2問ありますので、一括して質問し、

理事者答弁はそれぞれにお願いいたします。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 議席番号12番、岡部史夫でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございますけれども、計画中の脱炭素事業推進の意義をお伺いしたいと思います。

町の現状は、引き続き人口減少、高齢化による担い手不足と共に、地域機能も縮小傾向にあり、課題は多いと考えております。

町の決算報告では、将来負担額の心配も少なく、健全財政を標榜しておりますが、潜在するインフラリスク等を勘案すれば、引き続き、安閑と健全財政が維持できるとした予測は成り立ちません。

町の財政諸事情を考えたとき、計画中の脱炭素事業は、時代の潮流とはいえ、説明不足の中で進める大型事業への不安はあまりにも大き過ぎます。改めて、事業推進の意義について、お伺いをいたします。

2番目でございますが、コンプライアンスの徹底について、お伺いします。

コンプライアンスには、規則や法律を守るだけでなく、社会的な決まり、倫理に背かないとする広義の常識、規律を遵守する意味を持っています。多くの町職員が、日々、懸命に頑張っている中、一部においては法令確認漏れの建築、修繕工事、決裁の不適正対応、消防署内のパワハラ、職員からの相談内容の漏えいなどが散見され、町民の行政に対する無謬性からして、一部の職場では、理解しがたいことが起きています。

コンプライアンスが徹底してないことが考えられますが、なぜ改善できないのか、お伺いをいたします。

議長 1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

12番、岡部史夫議員の質問にお答えをいたします。

カーボンニュートラルという言葉は聞かない日はありません。脱炭素に向けた取組は、全世界的な課題であって、我が国では2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比46%削減するという目標を掲げ、その目標達成を目指すため、政策を総動員させているところです。

本町においても、脱炭素を通じた地域課題の解決に向け、豊富な森林資源や自然エネルギーを活用しながら、積極的に取り組むこととしております。その手段として、脱炭素先行地域への応募を目指しております。

この先行地域に選定されますと、高率な交付金を活用しながら、再エネの設備を導入することができ、また、それに伴う林地残材の活用による林業の活性化や、新たな雇用の創出、さらには災害の未然防止が期待されるほか、複数の地域課題が一度に解決できる、逃してはならないチャンスだと考えております。

その一方で、再エネ設備の導入を目指す町のビジョンの規模感が大きいことから、不安との意見があることも承知をしております。

これまでも説明会も開いておりますけれども、よりきめ細かな町民説明会を開催するなど、その不安を払拭できるよう、全力で取り組み、町民の皆さんから喜んでいただき、期待をしていただける、脱炭素に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

脱炭素に向けたまちづくりとして、今もお話ありましたが、セミナーや地域説明会を実施され、少数参加者での町民説明会においても、町の財政負担の説明はありません。町民向けの説明も、決して十分な説明とは言えず、議会に対しても同様であり、財政の観点から見たとき、数年にわたる債務負担行為の議論も必要であり、町財政の将来負担比率に影響がないとする説明も聞いておりません。

このような状況にあっても、町は国への応募の姿勢を崩しておりませんが、本当に急ぐ理由が別のところにあるのではないかと疑問を感じます。なぜ応募

を急ぐんでしょうか、お尋ねします。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

脱炭素を通じました地域課題の解決を実現する手段としまして、先ほども町長が申し上げましたが、脱炭素先行地域への選定を目指しております。選定をされますと、高率な交付金が活用できますが、既に74提案が選定されておる状況でございます、残り20提案、26提案程度となっております。

脱炭素に向けたまちづくりを進めていく上で、合意形成は必要不可欠でございます。より詳細に説明するためには、事業実施する際のパートナー事業者となる、共同提案者の存在が必要不可欠と考えております。

そのためには、まず公募型プロポーザルにて共同提案者を募集させていただき、パートナー事業者として協定を締結する前に、事業者や提案内容を議会の皆様にも説明させていただきたいと考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先般、町内にアンケートが回ってまいりました。脱炭素のアンケート調査では、設問の内容の中に、安価で安定した電力供給を目指すと強調をされております。

これ新電力関係でいきますと、JEPXというところが、電力卸売市場、そういったものを構築しておりますけれども、現在、2022年には100社以上が倒産撤退と、そういう状況でございます。

そういった中で、町は電力事業経験もない中で、リスクの高い事業に関わろうとしております。安い電気代実現を目指すとしておりますが、安い電気代の実現を担保する、できる根拠を示すことができているのでしょうか、私はできていないと思います。これは、あくまでも可能性の話の中でアンケート調査もやられてるんでしょうか、その点をお伺いします。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

質問のありました電気料金の試算に用いている資料につきましては、国が公表しているデータの平均値を基に作成したものでございまして、実現を担保できるものではございませんが、安価で安定した電力の供給を見込んで調査をしているところでございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 まさしく実現を担保できるものではないが、それを用いてアンケートに掲載しているということで、さもあらんというふうな方向へ誘導しているという部分も感じられます。

脱炭素計画の調査を、議会としても認めておりますけれども、今回、目新しい大規模風力発電につきましては、黒森山峠ですか、こちらの調査結果の報告は、いまだにありません。

風力発電の電力は、2メガを超えると、通常の電線系統には接続できないということです。ですから、どこか2メガを超えたら、送電線あたりに接続をしなきゃいけない、こういう話も当然、今までにもございません。

導入後の効果ばかりアピールされておりますけれども、議会に対して、事業が効果的に稼働するとした、論理的な説明もありません。現在まで、議会に十分説明されていると認識されていますか。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

黒森山におけます風況調査につきましては、令和6年9月まで実施予定でございまして、そのデータは、まだ現在はお示しすることはできておりませんが、現在、先ほども申し上げましたけれども、説明に用いている資料につきましては、国が公表しているデータを基に作成するものになってございます。

説明につきましては、まだ十分だとは思っておりませんが、さらに細かな事業の内容につきましては、専門的な事項もございまして、パートナー事業者なども必要となりますので、共同提案者を募集し、説明させていただきたいと考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今も課長が説明されましたが、国のデータを活用して、それを今後の事業の資料に使っているということです。

町内でも、風の吹き方は随分と違います。また、この風力発電に適用する適切な場所というのは、限られてくるんです。それを、全国のデータを使って、この町の風力発電事業をされようとしている、これが本当に間違いのない事業かという、私はそうは思えません。

今言われたように、脱炭素事業には、専門的な知見と、それから事業に詳しい、そして自治体に寄り添った事業パートナーの存在が必須条件であります。これがないと、応募ができません。

ところが、今現在、存在していないんですね。コンサルと町の職員、課長と担当だけでございます。

今後、パートナーを募集すると説明しておりますけれども、町に寄り添った、専門的ノウハウを持った方の存在もない中で、国に事業採択に向けた応募を、まだ進めようとしている現状は、とても住民理解のもとで進められている事業とは思えません。それでも進めようとしている。安心できる事業なのでしょうか、改めてお聞きします。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

これまで、議員の言われるとおりですけれども、説明会とかも、参加人数は少ない状況ではございましたけれども、地域への説明会などもさせていただいております。

現在は、確認できている範囲での説明しかできておりません。その一方で、合理的な根拠まで、説明できていない部分もあると承知しておりますが、そういった部分の説明には、繰り返しになりますけれども、パートナー事業者などが必要となってまいりますので、共同提案者を募集して、説明をさせていただきたいと考えております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほど、町長さんの、他の議員の質問に対する答弁の中で、行政は失敗してはいけません。しかしながら、失敗を恐れてはいけなさと、すごいチャレンジングなお言葉をいただきました。

しかし、無謀なチャレンジはやっちゃいけないんですよ、行政は。そこをしっかりと考えていかないと、いまだに進む方向を、まだブレーキをかけてない、課長の発言です。これは本当に危ういです。

前年、設立した林業商社においても、検討当初の内容が担保できない中での設立案に、議会は、現状における設立は無理として、設立しても、果たして機能するのかというところを問題視して、長い協議を要しましたけれども、町のほうから、二、三年頑張らせてほしいということで、なかば条件つきで商社を設立いたしました。

しかし、いまだ商社事業の見通しは立っていないというふうに感じます。今回の事業内容は、林業商社設立のリスクどころではありません。ライフタイムを含め、様々な想定リスクの見通しが甘かったでは済まされません。

町のリスクはなく、事業が町の経済の起爆剤になるとする、合理的根拠はどこにあるのでしょうか。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

この計画の中では、再エネ電力を小売りするような場面も出てまいります。そういった場合に、新電力会社を設立する場合などもございまして、そういっ

たときに、発電量が不足すると、日本卸電力取引所などから購入する必要が出てくるなど、そのリスクについても、あることは承知をしております。

ただ、もう一つの手法としまして、トラッキングと言われる現在の電力小売りにひもづけする計画案も含めて、リスクを回避できる体制を構築したいと考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 まさに、やったことがない電力事業について、リスクはないというふうに答弁されるところあたりが、チャレンジしろという町長の方針に従っているんでしょうか。本当にこれは、大変なことが今起きようとしています。

今の説明をお聞きしても、皆さんお分かりのように、本当に合理的な根拠の説明が、今あったかという、本当に分かりません。ただ、コンサル、あるいは国のデータを押し売りして、それを皆さんにお知らせしているだけです。

この脱炭素化事業における再エネというのは、地方創生の根幹でもある地域雇用を生み出すことも検討すべきであります。

先ほど少し触れられましたけれども、このことから、木質バイオマスによる事業推進が、この町の地域活性化につながるものであり、かつ、町内の木質資源のサプライチェーンに、最も適した事業であります。そして、事業効果が期待できる事業案件は、町内の足元にもあるのではないのでしょうか。

採算が見えにくい風力発電等の大型事業を最優先するより、町の地域特性や、身の丈に合った事業内容に修正するなどして、リスクに対応できる予測を、さらに検討すべきではありませんか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 木質バイオマスのところに関しては、これはもう、既に近隣の町村でも、導入もされております。

要は、搬出のときに捨て置きおかれる、いわゆる未利用材の活用ということでございまして、私ども今、御案内のように、チップで林地残材を、町内のチ

ップ会社に提供しながら、それについての補助も出しながら、林地残材の有効利用、今続けているところでもございます。

議員御指摘のように、木質バイオマス発電につきましても、私どもも視察にも行ってまいりました。まずは小型の、商品名になるんでしょうか、ボルダーという、小さな発電力を持ったボイラーを並列をすることによって、その地域、その場所の電力を補っていけるということでございますから、これについては、今、これまでも私どもと連携をとっておりましたエネルギーのコンサル会社さんと、綿密な連携を、林業戦略課のほうでとっておりますから、それについては、実現の方向に向けてまいります。

その場所については、幾つか選定もございますし、皆さんのほうでも、またいろいろお考えでしょうから、そのあたりについては、さらに突っ込んだ議論ができるように思っております。

それから、今日、御指摘の風力発電についてでございますが、これは先ほども申し上げましたように、世界的な、また日本が今、取り組んでいかなければならないカーボンニュートラルの、一つの大事な位置づけにございます。

いまだかつて、県内ではないということでございますけれども、それゆえに、また取り組んでいる価値もあろうと思っております。

私は、失敗を恐れずと言ったことを引用されましたけど、それは、案件案件のことでございまして、この場合は、失敗は許されないところでもあるわけでございます。

費用のこと、特に言われておりますけれども、これまでも説明もいたしておりますけれども、この風力につきましては、発電につきましては、パートナー会社の持ち出しによるもので、私どもの町の負担はありません。もちろん、雑費等はございますけれども、ほとんどの費用については、パートナーの会社の持ち出しによるものです。

木質バイオマスにつきましては、今の概算の計画では、約4億ないし5億は必要かと思っておりますけれど、これはたちまちに、また実施もできるものがありますから、早晩また皆さんのほうにも、提示もできるというふうに思っているところでございます。

繰り返しになりますけれども、私はイノベーションという言葉ございますけ

れども、要は、改革ということ、あまり聞き慣れない言葉でもありますけれども、今の時代、先ほど瀧野議員の質問にも関連しますけれども、ずっと手をこまねいてはいけません。できるところから取り組んでいく、そのリスクはなるべく背負わない、このことをしっかりと頭に置きながら、この脱炭素先行地域に向けてのところは、しっかりと進めてまいりたいと思いますし、足らざる説明の部分はまだあろうと思いますから、そのあたり、少し押しながら、皆さん、町民の方に理解をいただけるように進めてまいりたいと考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なかなか時間が押しておりますけれども、まだ持ち時間はあるようでございますが。

費用負担の説明が、十分できてないと言いながら、町長は心配ないと言われる。しかし私どもとしても、これはもう、公としては大変なことになるよということでございます。

電力会社において、需要を超えた再エネ電力供給があった場合、電力会社は再エネで発電された電気を、無償で出力制御ができるというルールがあります。2022年4月1日、改正再エネ特措法で10キロワットの発電所が、無制限の出力抑制となっていると認識しております。

電力需要の多い東京電力、中部、関西では、出力の制御が行われていません。それ以外の電力会社においては実施され、当然、四国電力においても、無制限の規定ルールも適用されていると認識していますが、このことを御存じなんでしょうか。

再エネ発電側では、発電停止が続くと、収入が落ち込むことが想定されます。そのあたりを熟慮した上での事業計画でしょうか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

出力制御につきましては、四国電力送配電が、発電電力が需要を上回って余

剰となる場合に、火力電力の抑制などを行うものでございまして、それでも、発電量の余剰が解消できない場合などには、再エネ等の出力制御を実施するものでございまして、本町が導入を、今、再エネで目指しております場合は、まず、木質バイオマス発電、次に太陽光発電、最後に風力発電の出力制御が行われることとなっております。

出力制御時に発電電力の低下による収入減はもちろんでございますけれども、需要と供給のバランスが重要で、発電電力の安定化は困難なものとして理解しておりますが、そのためには、発電事業には経験豊富な民間事業者によりまして、設計や調達、建設、また運転や維持管理が最適と考えておりますので、そういった共同提案者を募集しまして、説明をさせていただきたいと考えております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この町でも、電力の出力制限は、もう既に受けているんですよ、一般家庭でも。やっぱり容量が少ないから、すぐ風力に行くんですよ、これは。だから出力制限を受けますよ。だから、しっかりそこも、町民に説明をしてください、課長。

国内でも、順々とハードルが高くなって、応募を断念した自治体もたくさんあります。

時代の流れとはいえ、見逃さず挑戦していくのも大事ですけども、この不透明な事業に関わって、ランニングコストあたりも、これは町の持ち出しが出てくるはずですよ。ある意味で。

弱小自治体として、変動する電力市場のリスク分野へ参入するのは、より慎重な検討が必要です。

現在の計画は、将来にわたって運営の不透明な部分が多く、懸念を払拭できません。拙速な判断を避け、この町にふさわしい脱炭素計画を検討すべきであり、町民への説明負担を果たす上でも、将来世代への過度の負担をかけない、かつ町財政が破綻の方向に向かわないことを示すなど、政治家としての町の歴史に責任を持つべきであります。

現状においては、現在の脱炭素計画を一度立ち止まって見直すべきと考えま

すが、いかがでしょう。

議 長

ここでお諮りします。

間もなく昼食の時間ですが、時間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、時間延長することに決定しました。

会議を続けます。

(河野町長を指名)

町 長

本町の取組につきましては、既に環境省からの評価、それから期待もいただいております。これまでも、都度、打ち合わせは行っておりますし、また県の方にも、この風力発電に対する進め方の中で、臨席もいただいて、支援もいただいております。

ただ、さっきも申し上げましたように、これ、カーボンニュートラルという言葉、いつも皆さん聞きますけれど、正直そうは言いながらも、沸騰化の時代だと言われながら、息苦しさを今、誰も感じてないのも事実であります。

しかし、将来的には、だんだん温度が上がっていくわけで、これは今の、例えばみかんだって、御案内のように、この久万町内だって十分に、もう既に何年も前からできております。もちろんそれは、農業製品として捉まえてはないわけですが、それだけ温暖化が如実になってきている。

これは、今、分かりませんが、でも、実際に皆さんも実感している、夏の暑さも分かっているはず。これを、私たちは、次の時代に、いわゆる負の遺産として引き継ぐことは許されないわけですから、この脱二酸化炭素、どうすればいいか、大変大きな命題の中で、久万高原町が率先して取り組んでいるということは、もう既に私どもの町で与えられた目標は達成されておしま

すけれども、さらにカーボンニュートラルの時代のリーダーシップをとっていきたいと、そういう決意でいるところでございまして、これについては、まだ理解も十分いただけない点もあろうと思います。その都度、議会の皆さん方も心配されている声もたくさんいただきましたが、さらに、時間はまだありますから、これからさらに、きちんと説明を重ね、また町民の皆さんにもしっかりと、人数たくさん来ていただけるように、なかなか興味の湧かないところもありましようから、呼びかけても、なかなか皆さんにというわけにはまいりませんけれども、こちらから、辛抱強くお願いをしながら、大勢の皆様方に議論の場にもお越しをいただいて、理解を賜り、私としては、この項目については、これからもさらに継続して、しっかりと先行地域に入れるように努めてまいりたいと、そういう決意であります。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後になりますが、改めてお聞きしますが、一度立ち止まって見直すことはないということでしょうか、再度お聞きします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 立ち止まりながら考えていくということは、これは極めて大事なことであります。むやみやたらに走ることはありません。

万が一にも、それは当初のとおりではなかったということが明らかになれば、それは、私も責任とりますけれども、訂正することももちろん必要であります。

そのことはもちろん、しっかりと認識をしながらも、さっきも申し上げましたけれど、イノベーションはしっかりと、我が町も図っていかなければなりません。次の時代に向けた、新しい道しるべをつくることは、私はやらないといけないところだと思っておりますから、皆さんの理解をいただき、そして確固たる自信を持っていけるように、さらに勉強、努力をしてまいりたいと思えます。

以上です。

議 長

以上で1問目の質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

(午後 0時05分)

午後は1時より再開します。

(休憩)

議 長

午前中に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

議 長

1問目は終わりましたので、続いて2問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

2つ目の質問にお答えをします。

自治体のコンプライアンスとは、職員が町民全体、住民全体への奉仕を通じて、住民の福祉の増進を図ることであるとされています。

町職員は、まちづくりを進める屋台骨であり、業務の遂行に当たっては、町民の負託に応え、法令にのっとり確実に業務を進めなければなりません。

大多数の職員は、真摯に職務に取り組んでおりますが、一部において、短絡的で軽率な行動に走ってしまった者もおり、これらについては、本人は当然のことながら、私たちも深く反省し、信頼の回復と再発防止に向け、倫理感を高める取組を実践していかなければならないと考えております。

また、状況に応じて、基準にのっとり、本人、関係者には、相応の罰則を科する必要があると考えます。

こうした適切でない事案の発生の裏側には、全体の奉仕者である自覚の不足や、罪意識の欠如があり、日頃の人間関係づくりや、そうした意識の醸成に向けた取組が不足していたものと考えます。

適正な業務の遂行には、知らなかったや、うっかりしていたは通用せず、事

故、事件などを未然に防止するための日頃からの努力が重要であり、万が一、ミスが発生した場合も、的確な対応ができる体制、組織づくりに努めてまいりたいと考えます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 令和2年4月1日から、改正自治法第150条第1項によって、内部統制に関する方針を定め、これに基づき、必要な体制を整備する義務が課せられることになっております。

市町村は、努力義務とされているものの自治体、コンプライアンスの概念として必要と考えるが、検討しておりますか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

行政におきます内部統制制度とは、事務上のリスクが発生しないための対応策を整備、運用する仕組みでありまして、法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行を組織的に徹底することで、行政サービスに対する信頼確保を図るものとされております。

議員からありましたとおり、都道府県、それから指定都市については、方針の制定、それから必要な体制整備が義務となっておりますけれども、市町村においては努力義務となっております。本町におきましても、法律の施行前に検討を行いました経緯がございますけれども、現在、策定は行っていない状況でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 日頃から、町は差別や偏見の解決に取り組んでいるというふうに説明をされております。消防署のパワハラ問題などは、いまだ解決に至っておりませんが、

仮に上下間で人格障害があったとすれば、法的責任も生じる可能性があります。

一部の署員の行為とはいえ、災害時、緊急時に町民から信頼されるべき職場であることを思うと、残念でなりません。

そもそも役場内の調査では、身内意識が強く、限界があるのではないかと考えますが、調査中の経過報告はあったものの、関係者等からの情報によると、いまだに署内のパワハラは消えてないということも含め、消防署員として働くことを諦めた女性職員を含む若い職員、3人から5人の退職願いが既に出ていると聞きますが、これが事実とすれば、消防署機能に相当の影響が出ていると考えます。

町長は現状を知らないはずはないと考えますが、行政トップとして、どのように対応されてきましたか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今回の件については、誠に遺憾であり、良好な職場環境を回復するため、久万高原町職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、第三者も含めた苦情処理委員会を設置し、慎重に調査、並びにハラスメントの判定を進めております。

なお、一部の職員から退職願が出ていることは聞いており、非常に残念で、じくじたる思いですが、町民の安全安心を守るための業務へ影響が出ないように、指示を行っております。

今回の対応については、消防本部は特に階級社会、縦社会であるがゆえに、世代間で指導とハラスメントの認識に相違が生じているものと考えられることから、その解決のため、より一層、信頼関係に基づいた職場関係を構築するように指導し、消防本部だけではなく、町全体の課題として、しっかり対応してまいりたいと考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 消防署の事案以外にも、類似ケースがございますが、一部、学校のいじめの

問題も、いまだ解決に向けた報告はありません。

このような状況が漫然と続くのは、町の法令遵守の認識と、ガバナンス意識が低下していると感じてしまいます。

この現状を改善すべきと考えますが、今後、どのように改善するのか、その方向性をお示してください。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 ハラスメントやいじめなどが、社会問題として大きくクローズアップされております。当然、これらは容認できないものであって、こうした事案の未然防止に向けて、以前から職員の研修や、学校教育などに取り組んでおりますが、これらの取組が上滑りではなく、一人一人の胸にしっかり残るようなものにしていくことが必要であると考えます。

なお、図らずも、そうした事案が発生した後の対応は、さらに重要であります。安心して相談できる環境の整備、それから解決に向けた対応、相談者への支援がしっかりできるよう、第三者への委託なども含めて、検討してまいりたいと思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 政治に関わる立場のコンプライアンスとして、せんだって、公職選挙法に関して、町長御自身や議会議長の報道記事が掲載をされ、その動向に、町民と共に、私たち議員も心を痛めています。

町議会議長は、新聞で報道された直後、徳島で開催される予定でした議員研修を即刻中止し、速やかに議会の臨時全員協議会を開催し、お騒がせしていることをおわびされ、あわせて、しかるべき時期までは公務を控えるということなども確認をされるなどして、慎重に対応していただきました。

町長の新聞報道後においても、議会は今後の成り行き次第で、町政が停滞しないよう、また町民への影響等を心配して、緊急の会議を開催し、町長は議会に対して説明責任を果たすべきとする多くの議員の意見を確認しましたが、そ

の後、町民トップである町長から、議会に対する説明はありません。

町民を代表する立場である町長のお考えをお聞きします。町長として、現状の議会对応に問題ないとお考えでしょうか。

議長 (河野町長を指名)

町長 先ほど、瀧野議員の質問にもお答えしたとおりですが、軽率な行動を反省し、公務に精励をしております。

全員協議会において、報道されたことに対し、おわびを申し上げたところで、その後、告発されたと聞いております。

ただいま申し上げましたように、行動に気をつけながら、町政が停滞しないように、公務に真摯に取り組んでまいります。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私がお聞きしたかったのは、やはりこういうことが起きた以上、法律のもとでしっかりと、粛々と受け止めなければならないと思います。

しかしながら、町長は議会に対して、告発されたとお伺いしておりますが、その後、速やかに、議長同様、議会に対して説明責任を果たすべきであったと思います。

この点についても、もう一度お伺いします。

今後のことにも影響いたしますので、議会对応に問題がなかったかどうか、再度お聞きします。

議長 (河野町長を指名)

町長 最初の報道があったときには、全員協議会におきまして、御承知のように、おわびを申し上げたところです。

それから、告発されたことにつきましても、直ちに議長に、電話ではありますけれども、急ぎ、その旨を報告をしたところでございます。

しかるべきタイミングにおいて、また議会に必要とあれば説明を申し上げたいと思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 やはり、町民から選ばれた行政トップである町長、そして同じく町民から選ばれた議員の立場、両輪として機能しなければ、行政は前に進みません。そしてやっぱり、少しのボタンの掛け違いで議事が遅れたり、あるいは大変なことにならないように、その辺りはしっかりと、お互いがそういうことにならないように気をつけなければならないと私どもも認識しておりますので、ぜひ町長も、自覚をさらに高めていただきたいと思います。

それぞれの、住民から選ばれた代表者が議会で話し合い、政治を行うのが議会制民主主義であります。そして、三つの原理は、代表の原理、審議の原理、行政監督の原理であることから、議会は町民に代わって、行政施策を審査、議決権を行使していくことになります。

現状、行政内部においては、コンプライアンスを踏まえたガバナンスが機能していない事案が増えており、いまだ改善の兆しが見えない現状では、ガバナンスを監視する委員会の検討が必要と考えてしまいますが、いかがでしょうか。

政治に対する町民の信頼は、一朝一夕に得ることのできるものではありません。行政機能は、町民のためにあるべきであります。町民が安心して住み続けられるまちにするため、町民の心が漂流しないよう、行政のガバナンス機能を充実していただき、謙虚で、真摯な政治を行っていただくことを提言し、質問を終わりたいと思います。

議 長 岡部議員、よろしいですか。

答弁をお願いします。

(河野町長を指名)

町 長 再度でございますけれど、職員のコンプライアンスについては、一人一人の

常識として、当然、認識しておかなければならないと考えておりましたけれども、多種多様な考え方が容認される時代となっております中で、目に見える形で、具体的な内容を、基本方針の制定などにより、しっかりと職員に示すことが必要でないかと考えております。

町民の皆様に対しても、そのような取組を示唆し、職員が全体の奉仕者として業務に邁進する姿勢をお見せすることにより、信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

岡部議員の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、10番、大野良子議員。

(大野良子議員を指名)

大野議員 10番の大野良子です。脱炭素に向けたまちづくりを住民の参加でということで、考えていきたいと思えます。

今、地球は、温暖化に返って、沸騰化という言葉が使われ始めており、CO₂の削減は待ったなしです。CO₂の削減のためには、いずれ枯渇する石炭、ガスから、枯渇することのない再生可能エネルギーに切り替える必要があります。

私たちの住む久万高原町は、その再生可能エネルギーの宝庫だと思います。この宝は、久万高原町のものであり、すなわち住民の財産だと思います。

昨年の12月議会で、民間の事業者が山を削り、設置する太陽光発電の施設が急増しているが、これは久万高原町の活性につながるのかと質問したところ、つながらないと答えられました。

それならばこそ、これから町が行おうとしている再生可能エネルギーを使っでの脱炭素の取組は、町がイニシアチブを発揮し、開発運営し、地域に雇用を生み、利益が地域に還元されるものではないと考えます。

この取組が町民の利益や町の活性化につながり、次世代のためになるものにするべきだと考えます。そのためには、住民への啓発や学習会を工夫し、住民が

積極的に脱炭素のまちづくりに参加できる状態をつくることが必要だと考えますが、脱炭素に向けてのまちづくりにおける住民参加の取組について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

議長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 10番、大野良子議員の質問にお答えをいたします。

町では、脱炭素先行地域への応募を目指すに当たっては、脱炭素を通じた地域課題の解決は最も重要なテーマであって、その実現には、住民の皆様の御理解はもちろん、積極的に参加をいただくことが必要不可欠と考えております。

そのため、住民説明会におきましては、町民の皆様の脱炭素に向けた取組として、太陽光発電設備、あるいは蓄電池の導入、省エネ家電や電気自動車への買い替えのほか、身近な取組として、リデュース、リユース、リサイクルについても説明をさせていただきました。また、併せて、セミナーやシンポジウムも開催いたしました。また、併せて、セミナーやシンポジウムも開催いたしました。また、併せて、セミナーやシンポジウムも開催いたしました。また、併せて、セミナーやシンポジウムも開催いたしました。また、併せて、セミナーやシンポジウムも開催いたしました。

今後も同様の要望がありましたら、積極的に参加をさせていただきたいと考えておりますし、またお話がございましたように、理解をいただくためにも、さらに大勢の皆様方に参加をいただける学習会を実施をしてみたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長 (大野良子議員を指名)

大野議員 私は、脱炭素のまちづくりは、住民の生活を豊かにするためと同時に、これは地球のため、次世代の若者や孫、そして未来に生きる人のためのことを考えながら行う事業だと考えております。

住民への啓蒙として、今言われたように、今年度行われた、地区別の説明会やシンポジウムでは不十分です。といいますのは、放送もされましたし、回覧板も回されました。けれども、学習会、こんなのがあったよというお話をすると、知らなかった。知ってたら行きたかった。言いたいことがあった、というふうな意見が複数聞かれました。これが現状だと思います。

そして、脱炭素の取組は、省エネと再エネが2本柱とも言われております。省エネの取組には、住民の協力が欠かせません。

分かりやすい講師の選定、興味を引く宣伝の仕方、工夫が求められると思います。自分は何ができるか、何が協力できるか、生活様式を見つめ直すことも想定した学習の場、何よりも自由に意見の言える場が必要だと思います。

今後とも学習の場を、今言っていたように、引き続き持っていてほしいし、またお願いするだけでなく、私も住民と学ぶ場を持ち、情報を共有したいと思います。

それから、次世代を生きる子供たちにとっては、直接関係する環境問題であります。学校教育にも取り入れる方向で考えられないのか、御意見をお聞かせください。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 大野議員の質問にお答えをいたします。

説明会などにつきましては、今後、周知方法も検討しまして、より細かな説明ができるよう、公民館単位や自治会単位などで、また説明もさせていただきたいと考えておりました。周知方法も工夫し、多くの皆様に御参加いただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、学校教育につきましては、教育委員会とも協議し、検討していきたいと考えております。

議 長 (大野良子議員を指名)

大野議員 町の計画している脱炭素の取組は、電力の地産地消を実現するものと思って

おります。

化石燃料を使つての発電は、大規模な大企業しか取り組めないと思いますが、どこにでもある再生可能エネルギーは規模も小さく、分散してつくられると私は考えます。電力の地産地消が確実に行われることを願っております。

再生可能エネルギーを町外の企業に任せることは、企業に大半の利益を供給し、町には一定の税金収入はあっても、町の活性につながらないのではと、心配をしております。

固定価格買取制度ができてから、他府県ではありますが、地域住民がお金を出し合つて、またいろんな団体が出資金を募り、太陽光発電に参加する例が、どんどん出てきております。自治体として参加している例も聞いております。もし、このような動きが出てくれば、町の進める計画の中に取り入れられるのか、取り入れられないのか、そこについて質問をしたいと思います。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 大野議員の質問にお答えをいたします。

今回の脱炭素に向けたまちづくりの取組は、町内で発電した電力を町内で消費する地産地消の取組としているところでございます。また、住民出資型の太陽光発電設備につきましては、ほとんどが全量固定価格買取制度を活用したものと理解しておりますので、現在の計画の中に取り入れるのは難しいものと考えております。

議 長 (大野良子議員を指名)

大野議員 住民が、脱炭素のまちづくりに参加するきっかけになっている固定価格買取制度が、脱炭素先行地域の取組には相入れないものだという説明だったと思います。

この説明に複雑な思いを隠せませんし、ちょっと落胆もしております。なぜならば、再生可能エネルギーの先進国、国のエネルギーのほとんどを自然エネルギーで賄っているデンマーク、またそれに次ぐドイツなどの例は、買取価格

の固定価格制度が徹底されたものだとされておりまして。

この制度により、人口がどんどん減っていった村が増えてきたとか、そういう例を聞いております。

この買取価格制度を、この制度で自然エネルギーを取り入れた脱炭素のまちづくりができることを願っておるわけですが、町民にとって、最もよい施策、これを先進国から参考にしてほしいと思っております。

そして、太陽光発電の資材がどんどんよくなり、軽量で効率のよいものも出てきています。公共施設への設置は、もっと増やせるのではないのでしょうか。また、各家庭の設置を推し進めてはどうでしょうか。

久万高原町の地域の特性として、風力発電より、太陽光発電やバイオマス発電を大幅に拡充した方がいいのではないかと思います。これは、山へ大きな道をつけ、山肌を削る自然破壊の心配もありますし、騒音、振動も危惧されます。経費も随分かかります。風況調査が終了しましたら、その結果を見て、考え直すということもしていただきたいと思っております。

風力発電を否定するものではありませんが、太陽光発電を増やすことによって、林業の町久万高原町にとって、最も意味のあるバイオマス発電と、この二つで補えるものではないかと思うからです。

もう一つ、小水力発電を今回の計画に入れなかったのはなぜでしょうか。久万高原町は、小水力発電に随分適したところだと思っております。理由をお聞かせください。

久万の自然条件を生かした発電だと思うからです。今、黒藤川で行われているような、大規模な小水力発電ではなく、小規模なものを複数つくるのがよいと思いますが、考慮していただけないのでしょうか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 大野議員の質問にお答えをいたします。

まず、公共施設への太陽光発電設備の設置につきましてですが、令和4年度に全ての公共施設、367の施設の設置の可能性につきまして、調査をしまして、15施設に設置可能と判断したところで、現状ではこれ以上の施設への設

置は困難と考えております。

また、各家庭への設置につきましては、脱炭素先行地域に選定された場合は、交付金なども活用できますので、その状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

それから、家庭の断熱設備の補助につきましては、断熱性能を高めましたゼロエネルギーハウスの建築や、購入に対しては既に交付金を交付しているところでございます。

風力発電につきましては、現在、調査をしているもののほかに、事業者が環境アセスメントを実施しまして、環境保全について、適正な配慮を行うこととなっております。

それから、水力発電につきましては、渇水時期なども考慮しました数量調査を、数年間程度行う必要がございますので、今回の事業スケジュールには当てはまらないなどのことなどから、検討していないところでございます。

議 長 (大野良子議員を指名)

大野議員 地域の新電力会社の設立も想定されているようですが、作られた電力が町民に、そして久万高原町の活性化に使われ、残った電力を売電し、久万高原町の財政が潤うようになればいいと。これが理想だと思っております。

そのためにも、この新電力会社には、電力の生産者のほかに、行政からと、住民の構成メンバーに入れるべきではないかと考えます。住民の声を反映させてほしいと思うからです。

地域新電力会社についての説明をお願いいたします。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 大野議員の質問にお答えをいたします。

地域新電力会社の設立につきましては、町内で発生した再エネ電力を、町内で小売りする体制の一つの候補として想定をしているものでございまして、また、その構成につきましては、募集します提案内容をベースに、今後、検討し

ていきたいと考えております。

一方、再エネ電力を小売りする体制としまして、現在の電力の小売りにひもづけする体制も想定をしておりますので、それぞれのメリットやデメリットがございますので、適正に選定しまして、町民の皆様と共に、脱炭素に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議 長 (大野良子議員を指名)

大野議員 今、答弁いただきましたが、町民の皆さんと共に、脱炭素に向けたまちづくりを進めたいとの答弁を歓迎いたします。

メリット、デメリットの中には、私が最初に述べさせていただいた、地域に雇用を生み、利益が地域に還元されるべきの発言に、直接関わる内容も含まれます。

住民に説明し、意見を聞き、最後の答弁にあるように、住民と共に、脱炭素のまちづくりを進めていただきたいと思います。

これは、これで終わります。この答弁は要りません。

以上です。

議 長 大野議員の質問は終わります。

続きまして、11番、森議員。

質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いします。

(森 博議員を指名)

森 議員 11番、森博でございます。通告に従い、2問、質問をさせていただきます。まず1問目は、農林業施設の管理、修繕等に係る受益者負担の軽減措置についてでございます。

町の基幹産業である農林業は、従事者数、個数とも大幅に減少、高齢化も進んでおります。そのため、農林道や、水道施設が老朽化などにより、改修整備

の必要が生じた場合、地元に残っている受益農林家戸数も少なく、1戸あたりの負担金も多く、維持管理が大変な状況となっております。

現在の久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例では、町道整備や、町道、農林道の災害復旧事業に係る負担金等は要らない場合もありますが、農林道の整備、水路等の農業用施設の整備などには、まだかなりの受益者負担が必要となっております。

米価などの農林生産物価格が低迷する中、資材、肥料、燃料代等は高騰し、実質所得もさらに少なくなり、町に残る農林家の生活は困窮しております。

農林業施設の管理修繕等に係る受益者負担の軽減を図るために、条例のさらなる改正も考慮すべき時期に来ているのではないのでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

2問目といたしまして、風力発電の安全安心な事業実施について、お伺いいたします。

今、町は、脱炭素先行地域に選定されるよう、事業計画を進め、町民対象の説明会も行ってまいりました。その計画の柱になり、発電量、事業費とも、一番大きいのが風力発電事業であります。

設置の手法としましては、民間事業者を募集し、その民間資金と交付金を活用しての事業との説明でありました。

事業者選定、発電所建設、運営が計画どおりに進めば、地域内への安価な電力の供給が可能となり、固定資産税も多く入るとの説明がありました。

しかし、町内には既に風力発電を設置した事業所もあり、しばらくの間は稼働しておりましたが、今はあまり稼働していないようであります。

町は、この発電所の運用状況を把握しているのでしょうか。稼働していない場合は、その原因についても、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

また、再エネ事業の町スケジュールでは、共同提案者、事業実施希望者の募集を12月中に開始し、分散型エネルギー導入計画の策定も、今年度中には終える予定となっております。町はどのような形で募集を行い、実施事業者を決定するのか。町民が安心し、安全で安定した実施となるのか、説明をお願いいたします。

以上でございます。

議 長 森議員の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 11番、森 博議員の質問にお答えをいたします。

質問をいただきました受益者負担の軽減についてですが、これまでにも御意見をいただいているところをごさいますて、御承知のように、令和3年度には、受益者の負担率を大幅に下げる改正を行い、町民の負担軽減を図ってまいりました。

過疎高齢化によって、農林家の減少や、個々の負担能力の低下が進み、また、老朽化の進行により、改修が必要である農林道や、更新時期が到来している農業施設も増加をしております。しかしながら、受益を受ける皆様の公正な負担は、原則でございます。

慎重に対応しなければならない問題と認識をしており、先ほど申し上げたとおり、議会の皆様の提言もありましたように、令和3年度に受益者負担率の大幅な改正を行ったばかりでございますので、それぞれの地域の実情や、近隣市町の状況も検証し、関係者の皆様とも情報共有を行いながら、社会的な状況も勘案して、総合的に検討を行ってまいりたいと考えます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 令和3年に条例改正がなされたところではございますが、今後の条例の改正につきましては、担い手の構成状況、経済状況なども勘案して、改正の必要性の検討を重ねていただきたいと思います。

また、この条例の第6条には、分担金等の減免の規定もございます。

整備事業に着手、完成後に分担金及び負担金の支払い義務が生じたが、赤字続等で支払い能力のない方などの受益者負担には、減免、免除の措置も、控除されるとの解釈でよろしいか、お伺いいたします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 受益者負担の考え方は、利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との負担の公平性を図ることにあります。

このことから、減免については、受益者負担の原則からも、特例的な措置であり、今、議員がおっしゃられましたが、真にやむを得ないものについてのみ、限定となることから、今のお話については、慎重に判断をする必要があると考えております。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 今、物価等で大変な状況であります、農林家の支援について、負担金の面からお伺いしたわけですが、今後とも農林家の負担が軽くなる方策を、よろしく願いいたします。

次に、農林道の維持管理関連でございます。

町は、日常の道路パトロールをされているようではございますけれども、誰が、どのような形で行っているのかについて、お伺いいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 森議員の質問にお答えいたします。

通常の道路パトロールは、土木の知識や技術を備えた会計年度任用職員2名が、農林道のうち、生活道路を中心として、道路パトロールを実施しております。

パトロールにより、補修が必要な箇所が確認された場合には、緊急性が高い箇所から優先順位を決定し、修繕工事を実施しております。

また、町民から農林道の破損などの情報をいただいた場合には、担当職員が早期に現場へ出向くこととしております。

以上です。

議 長 森議員、よろしいですか。
それでは1問目の質問を終わります。
続いて、2問目の質問に移ります。
理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 2つ目の質問にお答えをします。
まず、本町における既設の風力発電設備につきましては、民間事業者が経産省に、固定価格買取制度の申請をして、設置しているものです。
経産省のホームページの情報によりますと、1基当たり19.8キロワットの風車が8基設置をされており、固定価格買取制度に基づいて、1基ごとに申請をされております。
したがって、久万高原町風力発電施設の適切な設置及び管理に関するガイドラインに規定する届出が、必要な基準の20キロワット以下であることから、本町への届出義務がありません。
詳細につきましても、現在のところ、把握をしてない状況にあります。
次に、脱炭素先行地域への応募に向けた共同提案者の募集につきましては、現在、合意形成に注力していることから、準備が整い次第、公募型プロポーザルにて募集を開始し、プレゼンテーション審査により、優先交渉者を決定したいと考えます。
その後、優先交渉者として、その提案内容を議会に説明をした後に、その優先交渉者とパートナー事業者としての協定を締結したいと考えております。
以上です。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 まず、既存の風力発電設備についてでございますが、1基ずつ別の事業者が運営しており、発電容量も届出義務の必要のないギリギリのところ収まって

いるということで、町は詳細を把握していないということでありました。

20キロ以上になると、届出が必要になるんですけども、19.8なんで、ギリギリというところで、何か1基ずつに分けることによって、抜け道で届けてないような感じがしないでもないんですけども。

町内に設置されている以上、現在、稼働しているかどうかには関わらず、固定資産、償却資産税は、それぞれの所有運営事業体に、施設の償却期間が終了するまで付加されるというふうに考えますが、間違いはないでしょうか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 森議員の質問にお答えをいたします。

固定資産税につきましては、議員の言われるとおり、施設の稼働状況に関わらず、施設の償却期間が終了するまで、付加されるものでございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 次に、環境影響評価、環境アセスメントの関連でお伺いいたします。

今回の風力発電導入計画では、町内での小売だけでも1万キロワットを超え、町外への売電分も含めると4万キロワットを超える大規模な発電量、発電施設となっております。

これだけ大きなものになりますと、1、建設に伴う土地の改変による土砂の流出、水の濁り。2、眺望景観への影響。3つ目、騒音、低周波等による住民への健康被害。4つ目といたしまして、動植物、特に鳥類生息への影響などが懸念されます。

このため、業者の提案内容によっては、環境影響評価の実施が必要となる場合も考えられ、併せてそれらの周辺住民への説明も行われるべきだと思いますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

森議員の質問にお答えいたします。

今回の風力発電を導入するにあたりまして、4万キロワット程度導入できる可能性があるとしてお示ししているもので、正確な設備容量につきましては、また提案募集によりまして、内容によって確定することとなりますが、その規模には関わらず、環境保全への配慮や、健康被害に対する不安の払拭は重要だと承知しております。

事業者が環境アセスメントを実施し、環境保全について、適正な配慮を行いますので、町も積極的にサポートしながら、丁寧な説明を行いたいと考えております。

議長

森議員、よろしいですか。

それでは、ここで10分間、休憩いたします。 (午後 1時55分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2時04分)

続きまして、6番、西山議員。

(西山清一議員を指名)

西山議員

議席番号6番、西山清一でございます。事前通告によりまして、一般質問をいたします。

内容は、久万高原の基幹野菜、トマト、ピーマン、産地育成についてでございます。

久万高原の気候に適した高原野菜のトマト、ピーマンが、久万高原町の基幹作物であることは御承知のことと思います。このことは、トマト栽培50有余年、ピーマン栽培39年と、生産者や農協、町をはじめ、関係機関の絶え間ない努力の結果だと承知しております。

今年度のJA松山市を通じた共販の実績は、トマト農家79戸で、栽培面積13.4ヘクタール、売上高5億9,400万円、前年対比106%。ピーマ

ン農家110戸で、7.7ヘクタール、売上高2億7,200万円で、前年対比126%と、JAより報告を受けております。両品目で、前年対比1億円の上乗せでございます。

そこで、トマト、ピーマンの産地育成についてお伺いいたします。

1番目、久万高原の基幹野菜、トマトの産地育成についてです。

今までにも、各議員より一般質問がありましたが、改めて、トマトの産地育成と後継者育成について、現在まで、町はどのような取組をしてきたのか。また、将来を見据えた施策を伺いたい。

また、数年来の懸案事項でありますJAの久万トマト選果機の更新時期が来ていると聞いておりますが、JAより町は情報を得ているのか。町として、どのような対応をしてきたのか、伺いたいと思います。

2番目に、久万高原町の基幹野菜、ピーマンの産地育成でございます。

ピーマン栽培は、トマト栽培より初期投資が少なく、軽量野菜として、高齢者や女性に優しい作物として栽培されてきたが、栽培農家の高齢化で、近年、農家戸数、栽培面積は減少傾向であります。久万高原の気候に最適の作物であり、市場での高い評価を得ております。

町は、産地育成に向けてどのような施策を考えているのか、伺いたい。

以上でございます。

議長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 6番、西山清一議員の質問にお答えをいたします。

本町の主要作物でありますトマト、ピーマン、久万高原清流米、今年も順調に生育、出荷をされ、中でも、トマト、ピーマンの売り上げは、近年にない好成績を収める結果となりました。大変うれしいことでございます。これもひとえに、生産者の皆様をはじめとし、販売に御尽力をいただいたJA松山市や、市場関係者の皆様のおかげだと思っております。

本町の代表作物でありますトマトにつきましては、議員からありましたよう

に、以前から後継者の育成と産地維持が課題となっております。

まず、後継者育成につきましては、平成29年度に作成をしました担い手育成実行プランにより、20年後もトマト生産者80名を維持するべく、農業公社において、毎年おおむね3名の研修生を受け入れており、現在は研修生も含め、部会員の37%程度を占めるまでとなっております。

引き続き、研修期間の生活や、就農時の施設機械整備について、積極的に支援を行い、トマト部会員の確保や、栽培面積の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、産地の維持につきましては、老朽化した選果場の更新が、お話がございましたように、喫緊の重要課題となっております。現在、トマト部会の総意としての意見をまとめ、㊦トマトを守るべく、選果場更新に向けた視察や、打ち合わせを実施し、検討を進めているところでございます。

今後も、部会、JA松山市、そして県とも連携をしながら、町として、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、ピーマン栽培につきましては、就農時に初期投資があまり要らないというメリットから、定年後に取り組む事例も多く、現在、このような方の栽培指導に、ピーマン部会や農の匠などと連携して取り組み、品質の向上や、収量の確保に努めております。

今後もトマト同様、灌水機器などの導入支援なども含め、農家の支援に努めてまいります。

肥料や農薬の価格高騰など、農業を取り巻く環境は、情勢は厳しさを増しておりますが、国の中山間直接支払制度や、多面的事業、担い手育成事業などを積極的に活用するとともに、研修制度の充実や、機械設備購入支援などに取り組み、農家の皆様が、安心して農業で生活できる基盤づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (西山清一議員を指名)

西山議員 それでは、ここでトマトにつきまして、若い議員や、農業に携わってない議

員、町職員で知らない人がいるかと思しますので、トマト栽培の歩みを、私なりに述べてみたいと思います。

トマト栽培は、当初、露地栽培で、当時の久万町農協で、昭和46年より栽培戸数198戸、面積10.3ヘクタールで始まりました。

当時、私は農協に就職2年目で、販売担当者として関わりましたが、この当時は、ほとんどの農家が大家族であり、一家総出でトマトを栽培し、生産者が個々で選別、箱詰めし、4カ所の農協の米倉庫の下野に出荷し、検査を受け、出荷しておりました。

昭和53年に、国の野菜産地指定を受けまして、病虫害や雨対策として、雨よけハウスを導入し、品質や収量の向上に努めてきました。

その後、生産者の箱詰め作業の軽減、栽培面積の拡大を図り、より高収益を図るため、昭和56年に大型トマト選果機を、国等の補助事業で導入したのが、共同選果一元販売の始まりで、^久久万高原町トマトとして、市場、消費者の高い評価を得てきております。

その後、川下地区農協との合併の久万農協、松山市農協との合併後も、^久久万高原野菜トマトブランドで出荷し、市場、消費者にも浸透し、高い評価を得ております。

関係者の努力に、改めて敬意を申し上げます。

このことにつきまして、町長の所見をお願いしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 本町は、桃太郎トマトを全国的に先駆けて栽培、出荷した産地で、お話しいただきましたように、50年以上の歴史があり、このことは、ひとえに炎天下の中できつい作業に耐え、生産に努めてこられた農家の皆様の御努力はもちろんのことですが、JAや関係機関の皆様の御支援、御協力の賜物であると考えております。改めて、これまでの御労苦に敬意を表します。

農業を取り巻く環境は、厳しさを増しております。産地を守り、そして次世代にバトンタッチすることは、私たちの責務であり、これまでの歴史の中で培われてきた信頼と実績を生かして、部会員の皆様やJA関係機関、町が一体と

なって、後継者育成に取り組み、持続可能な農業の維持発展に努めてまいりたいと考えております。

議長 (西山清一議員を指名)

西山議員 今、町長のほうより、トマトに関して、今までの経過等を懇切に説明をいただきました。

久万高原[㊟]トマトの重要性、及び産地育成に関しては、町も各支援策を講じて、久万農業公園の研修生制度等で、今も、次年度ですか、4名の新規のトマトの就農者、そして今年度は、2名の申し込みが、今、受付しまして次年度から研修制度が始まると聞いております。

町のこういうような有意義な制度は、トマト生産者にとっても、全国的にも大変有益な事業だと思っております。

それでは、先に、冒頭に述べましたトマト選果機の更新については、以前よりJA及びトマト部会で検討してきましたが、JAより積極的に説明を受けたのは最近のことだと思います。そこで、より理解をし、議会も情報を共有いたしたく、以下のことを述べたいと思います。

トマトの選果機は、昭和56年に導入後、面積の拡大に伴い、昭和62年に大形選果機の増設、その後、平成13年に現在の高性能選果機に更新し、現在に至っております。

現在のトマト選果機は、年月とともに古くなり、故障しても、部品の手当が困難な状況で、早急に更新する必要があると、JA関係者より聞いております。ここ数年来、JAにおいても、トマト選果機の更新に向けて研究してきたと聞いておりますが、平成15年頃より、トマト生産者の減少に伴い、国からの有利な補助制度がないということで、進展してないようでありました。

最近、全農えひめが計画しております中予地区、大洲地区を対象とした、トマトを含む汎用型野菜選果機の設置に、JA松山市も参加するように誘いがありましたが、市場や消費者から高い評価を得ているトマトですし、愛媛県産トマトの取扱高の64%を占めている久万のトマトが、愛媛県産トマトとして販売できなくなるという問題や、品種問題、2024年の流通問題を考え、トマ

トの生産者の意見集約をし、久万で選果機を更新すると、J Aが決めたと聞いております。

農協では、トマト選果場、ピーマン選果場等につきましては、利用事業として、利用者が経費を払うということでございますが、昨今の選果機の更新は、以前に比べ物価上昇などで多額の費用がかかり、大幅な選果料値上げが、トマト生産者の負担となり、所得の減少につながると考えております。

当然、生産者自ら、農協自ら努力すべきではありますが、行政は産地育成のため、住民の援助、所得向上に寄与すべきだと考えております。

町長の考えを、トマト選果場の更新に向けての意見を伺いたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 申し上げましたように、産地維持のためには、町内での選果場の更新が必要だと、重要だと考えております。

西山議員はじめ、皆さんの考えと全く同一でございます。

部会においても、J A山口県、高俣トマト選果場、J A石川県小松市のトマト選果場の視察を行っていただき、今後、本町での栽培の見込みを勘案しながら、最適な選果機械の更新を検討しているところでございます。

議員からありましたように、選果機の更新費用や経費は、利用者負担が原則であります。機械の更新後は、農家が負担する選果機の増加も考えられることから、町が実現可能な支援について、検討を進めてまいりたいと思います。

当地に更新の選果機が導入できるよう、努力をしてまいります。

議長 (西山清一議員を指名)

西山議員 トマトの選果機の導入、これは、他産地でもいろいろと苦慮している状況であります。

農協独自にも、県のほうにも、再々足を運んだと聞いておりますが、今こそ、こういうふうなときこそ、町長も今までの経歴を生かしまして、政治的に動いていただいて、久万のトマト生産者のために、少しでも負担の少ないような努

力もすべきではないかと思っております。

次に、トマト産地と並ぶ久万高原ピーマンの産地育成について、伺いたいと思います。

先般、産業建設常任委員会で、東北の大玉トマト、パプリカの大規模なオレンジ型ハウスの、木質バイオマス利用による温室栽培を視察研修しましたが、そのとき、経営者より保温問題を重視してきましたが、今後は東北といえども、近年の温暖化で、ハウスの夏場対策が非常に重要で、冷房施設が東北でも必要との説明がありました。

また、11月30日、12月1日に……

議長 暫時休憩いたします。 (午後 2時25分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3時17分)

(西山清一議員を指名)

西山議員 それでは、若干ダブるかもしれませんが、引き続きまして、次に、トマトと並ぶ久万高原野菜、ピーマンの産地育成について伺います。

先般、産業建設常任委員会で、東北の大玉トマト、パプリカの大規模なオレンジハウスでの木質バイオマス利用による温室栽培を視察研修しましたが、そのとき、経営者より、今までは保温問題を重視していたが、今後は、東北といえども、近年の温暖化で、ハウスの夏場対策に冷房が必要との説明がありました。

また、11月30日、1日に、トマト、ピーマン、正副部会長、JA職員、全農職員とともに、恒例の関西市場、奈良市場を訪問し、意見を交換しましたが、その際にも、北海道、東北地方においても、温暖化が進み、今後はトマト、ピーマン栽培ができなくなるという話がありました。

また、北海道のタマネギも、大量に温度が高いため腐り、市場で処分するの

にも苦勞しました、という話がありました。

当久万高原町は、標高四、五百メートルを中心に栽培しており、朝晩の温度差で、良質なトマト、ピーマンが栽培できると、意を強くしました。

10月には、また、ピーマン本部役員と、ピーマンの大産地、九州を視察しましたが、本年度は九州でも、平野部は成績がよくなく、標高の高い山地は成績がよいと感じました。

ピーマン生産者の高齢化や、山間地特有の地理的問題、水利問題で、栽培面積の拡大にはハードルが高いと思います。

市場や消費者より、高い評価を得ております、久万高原ピーマンの個々の生産の凝集が必要かと思えます。このことについて、ハウス栽培等でやっとなる地域を視察しましたが、このときの感想を、農業戦略課長、一緒に行っていただきましたが、視察していただきましたが、どう感じたか、説明をお願いしたらと思えます。

議 長 (菅 農業戦略課長を指名)

菅 課長 西山議員の質問にお答えします。

先般、視察を行った九州の二つの地区では、広い土地でのハウスを使った栽培や、若手新規就農者の育成研修に取り組み、ピーマンだけで生計を立てることを目指していました。

しかし、こうした農家は一部で、他の作物を裏作で栽培し、収入補完対策を実施している状況もありました。

九州の山地は平坦で面積も広く、土地や水の利用条件、気候に恵まれており、本町で同様の取組を行うことは難しい面もあると感じましたが、研修後に、試験的に九州で学んだハウス栽培に取り組んでみたいという方もいらっしゃいましたので、今後も情報を共有していきたいと考えております。

本町のピーマンは露地栽培のため、初期投資に係る経費が安価で、軽量かつ取り扱いが簡易なことから、トマト農家の壮年期以降に転換する事例や、新規就農者がプラスアルファの収入を得る方法の一つとして、取り組む流れがあります。

今後も、久万高原ピーマンの産地維持を図るべく、J A松山市、ピーマン部会など、関係機関と連携を密にし、町単独の補助事業を含めた町としてのサポート体制を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 西山議員、よろしいでしょうか。

西山議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議 長 お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後 3時22分)

なお、明日13日は、午前9時30分より開会いたします。

事務局 (終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員